

議案第1号

南丹市都市計画マスタープラン

改訂案

南 丹 市

南丹市都市計画マスタープラン改訂案 目次

序章 南丹市都市計画マスタープランとは

- 1. 計画の目的と役割 1
- 2. 計画の基本的事項 4

第1章 南丹市の現況と課題

- 1. 南丹市の現況特性 7
- 2. まちづくりの主要課題 13

第2章 将来目標の設定

- 1. 将来都市像 19
- 2. 都市づくりの目標 20
- 3. 将来フレームの設定 21
- 4. 将来都市構造 22

第3章 まちづくりの基本方針

- 1. 土地利用の方針 29
- 2. 交通体系の整備の方針 38
- 3. 公園・緑地の整備の方針 50
- 4. 景観づくりの方針 61
- 5. 環境づくりの方針 65
- 6. 河川、上下水道の整備の方針 67
- 7. 安全・安心のまちづくりの方針 69
- 8. 公共施設等の管理の方針 72

第4章 地域別まちづくり構想

- 1. 地域別まちづくり構想の位置づけ 75
- 2. 地域別まちづくり構想 76

第5章 都市計画区域におけるまちづくりの実現化に向けて

- 1. 都市計画区域におけるまちづくりの実現化に向けた基本的な考え方 93
- 2. 都市計画によるまちづくりのシナリオ 94
- 3. 市民が主役となるまちづくりの推進 114
- 4. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し 119
- 5. 立地適正化計画 別冊

序章 南丹市都市計画マスタープランとは

1. 計画の目的と役割

(1) 計画の目的と役割

平成4年の都市計画法改正により、同法18条の2において「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）」を定めるものとされました。

南丹市では、平成23年11月に合併後の都市の将来像やまちづくりのシナリオを明確にした「南丹市都市計画マスタープラン」（以下、当初計画）を策定し、その実現に向けて都市計画に関する施策や事業を進めてきました。

策定から9年あまりが経過した現在、少子高齢化や都市運営コストの増大等は、想定を上回る速度で進行しています。

こうした中、平成26年8月には、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅や医療・福祉・商業等の都市機能増進施設の立地の適正化を図るため、市町村マスタープランの高度化版としての立地適正化計画を作成することができるようになり、南丹市でも令和元年7月に策定しています。

今回の改訂は、こうした南丹市を取り巻く社会経済情勢の変化や第2次南丹市総合振興計画をはじめとする各種上位関連計画の策定、都市計画関連施策の進捗等を踏まえ、今一度、都市の将来像やまちづくりのシナリオを再確認し、住み続けたいまち・住んでみたいまちの実現を目指して、当初計画の中間年次での検証を行うものです。

本計画が有する役割は、以下のとおりです。

①実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

これからの南丹市の都市づくりについて市民にわかりやすく伝えるため、実現すべき具体的な都市の将来像や都市づくりの方針、地域別まちづくりの方針を明らかにします。

②具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

土地利用や都市施設の整備などについてあるべき方向性を示し、今後の都市計画を決定・変更する際の指針となるものです。

③個別の都市計画相互の調整を図る

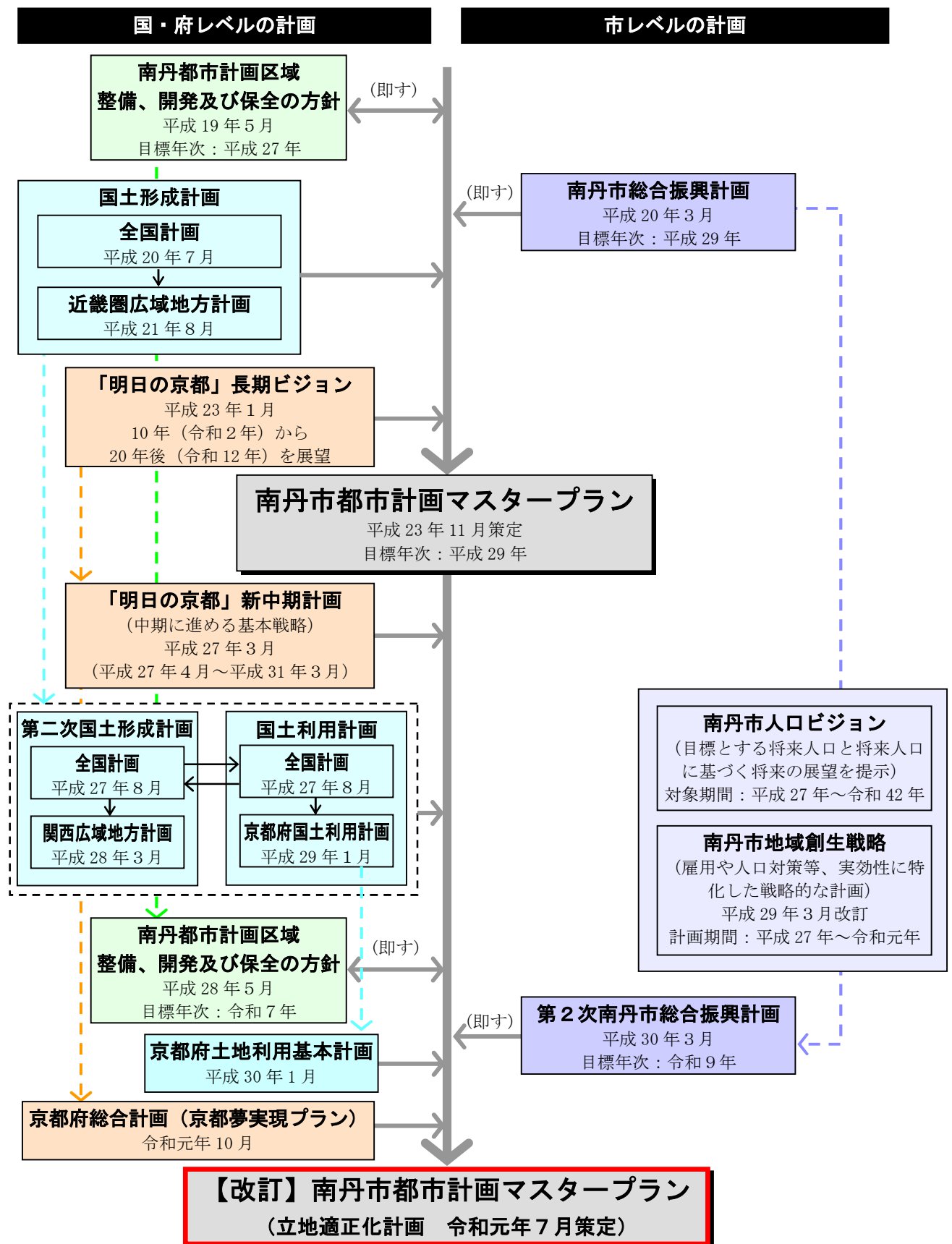
土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境などの具体的な個別の都市計画について相互の調整を図ります。

④市民や事業者の理解、具体の都市計画の合意形成を図る

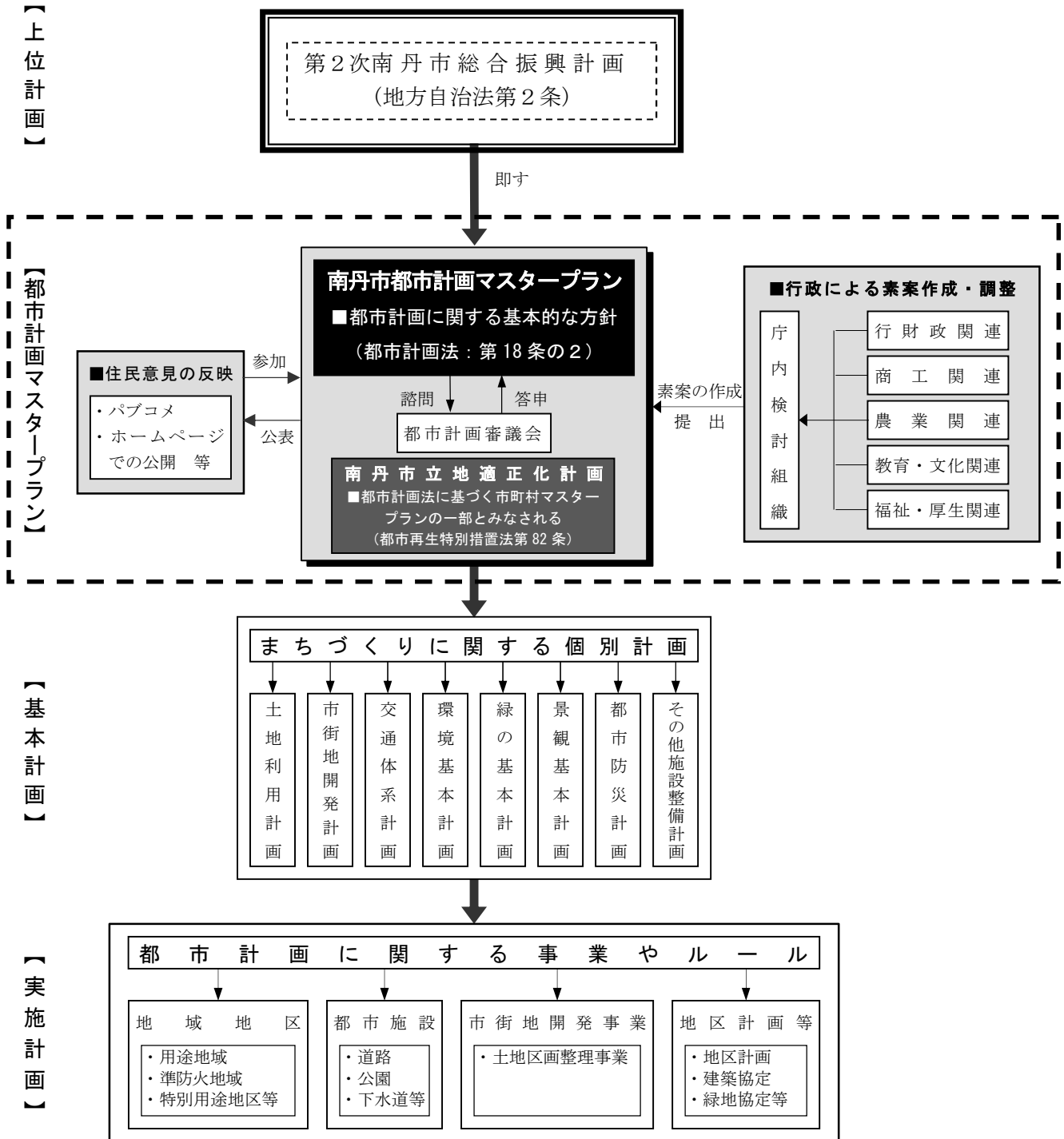
都市づくりや地域づくりの将来像を、市民、事業者、行政が共通の目標として共有することにより、市民、事業者の都市計画に対する理解を深め、各種の都市計画関連施策への合意形成や参加を容易にします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第2次南丹市総合振興計画」などの上位計画に即して当初計画を改訂するものです。本計画と関連する計画の関係は以下のとおりです。



■ 関連計画との関係 ■

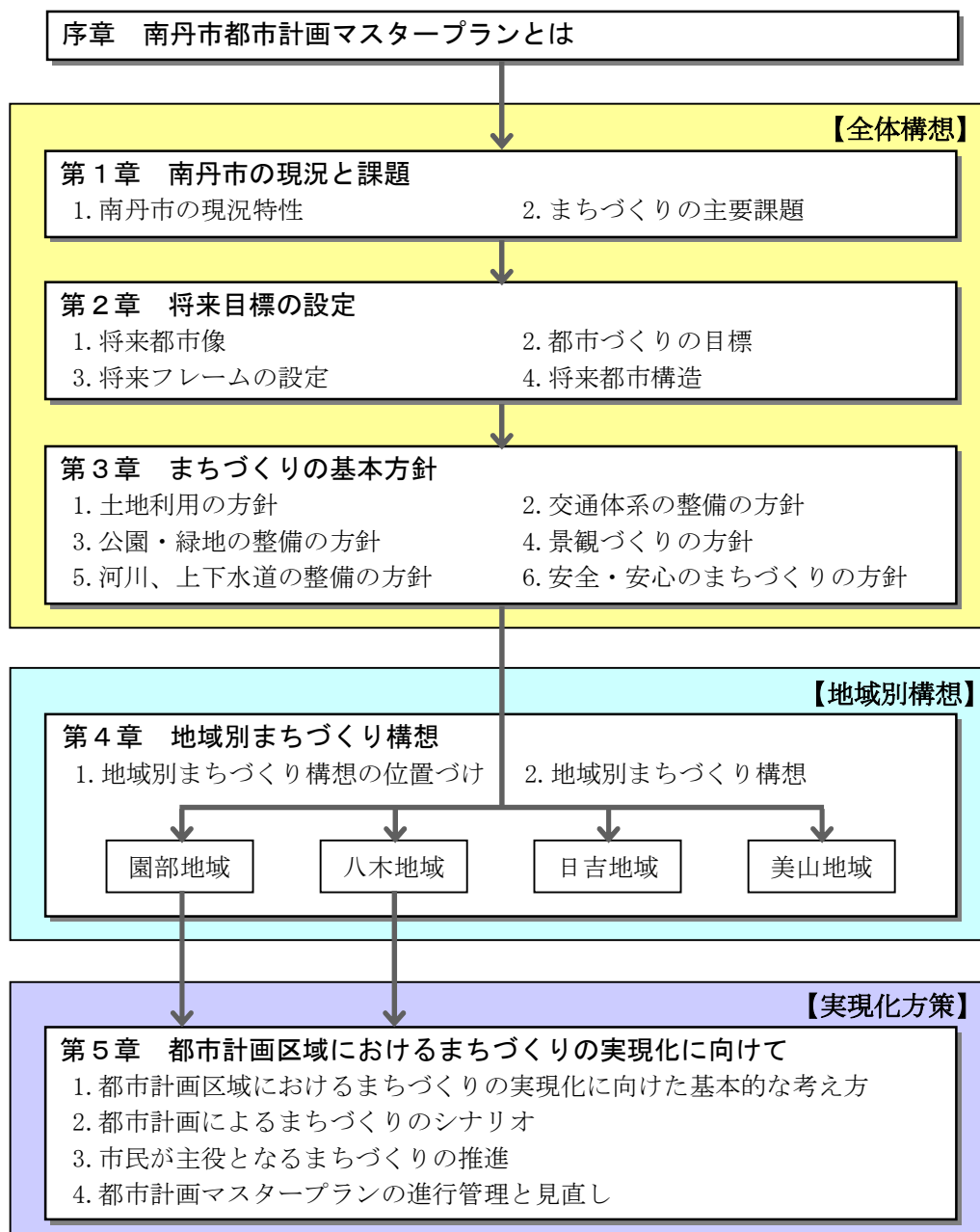


■ 南丹市都市計画マスタープランの位置づけ ■

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の構成

全市的な視点でまちづくりの方針を示した「全体構想」と、全体構想を踏まえてそれぞれの地域でまちづくりを実践する上での指針となるまちづくりの方針を示した「地域別構想」、都市計画区域内におけるまちづくりの実現に向けた基本的な考え方を示した「実現化方策」の3項目により構成されます。



■ 当初計画の構成 ■

なお、今回は全体構想における個別分野を中心とした改訂となっており、20年間を計画期間としている地域別構想については、当初計画を基本にとりまとめています。

(2) 計画の基本的事項

① 対象区域

原則として都市計画区域を基本として策定することとされていますが、都市計画分野に限らず、市町村合併を踏まえた幅広い観点でまちづくりを捉え、市民や事業者と行政の協働による地域づくりを総合的に推進するため、本計画においては南丹市全域を計画の対象とします。

実現化方策に関しては、都市計画区域内を対象とします。



■ 都市計画区域の指定状況 ■

② 目標年次

長期的な視点に立ち、当初計画の検討開始時期から概ね 20 年後の令和 9 年を目標年次とし、第 2 次南丹市総合振興計画の目標年次と整合を図ります。

		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
南丹市総合振興計画															
第 2 次南丹市総合振興計画	基本構想			●	10 カ年										
	実施計画				3 カ年			3 カ年の計画を毎年度策定							
南丹都市計画区域整備開発及び保全の方針 (京都府)			●		概ね 10 年以内の整備の目標を示す										
南丹市都市計画マスタープラン															

● : 計画の策定

上位関連計画の策定や関連施策の進捗等を踏まえ、中間年次での検証・見直し

目標年次：令和 9 年度

将来像の実現に要する期間を考慮し、長期的な視点からまちづくりの方向性を示す。

第1章 南丹市の現況と課題

1. 南丹市の現況特性

(1) 広域的位置づけ

本市は、京都府のほぼ中央部に位置し、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市と亀岡市に隣接する面積 616.40 平方キロメートル（京都府の 13.4 パーセント）の、府内では京都市に次ぐ広大なまちです。

地勢については、緑豊かな自然に恵まれた地域となっており、平成 28 年 3 月には美山地域のほぼ全域と日吉・八木地域の一部が、京都丹波高原国定公園に指定されました。

道路については、北部に国道 162 号、南部に京都縦貫自動車道（国道 478 号）、国道 9 号、国道 372 号、国道 477 号、南北に貫く府道園部平屋線が走っており、さらに市内を走る各府道が国道へのアクセス道路となっています。

また、鉄道は南東の京都市から北西にかけて J R 山陰本線が走っており、京都市などの通勤圏にあります。さらに J R 山陰本線京都～園部間については完全複線化が完了しています。

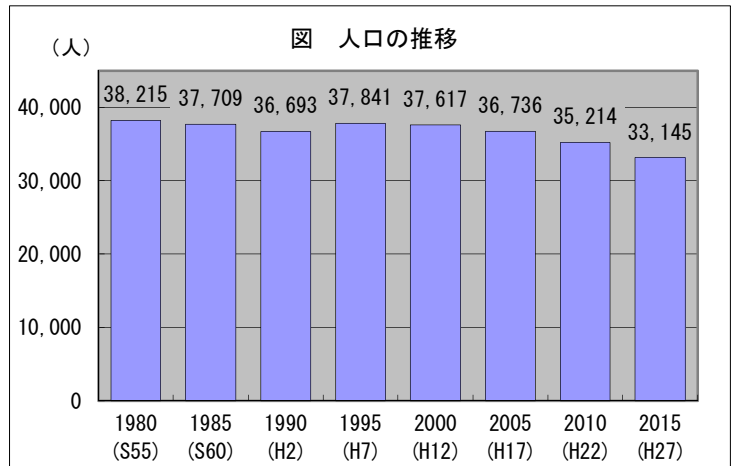


■ 位置図 ■

(2) 人口・世帯数

① 人口

人口は、平成7年に一旦増加したものの、平成12年から再び減少傾向にあり、平成27年は33,145人となっています。

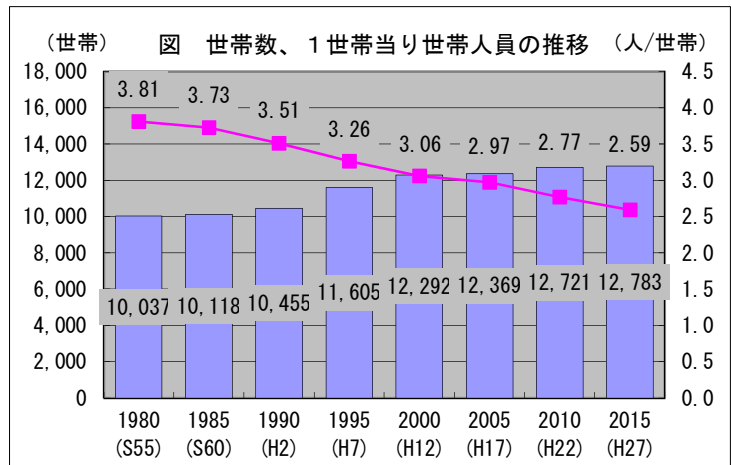


(出典：国勢調査)

② 世帯数

世帯数は、平成12年以降鈍化しているものの増加傾向が続いており、平成27年には12,783世帯となっています。

1世帯当りの人員は、年々低下する傾向にあり、平成17年には3人を下回り、平成27年には2.59人/世帯まで少なくなっています。

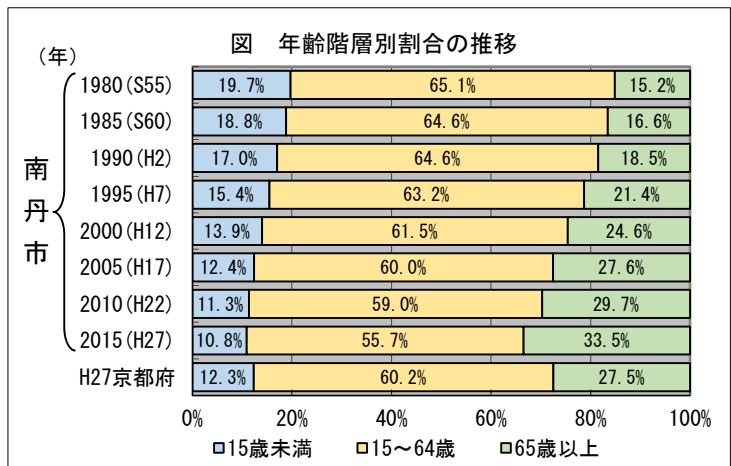


(出典：国勢調査)

③ 年齢階層別人口

年齢階層別人口の推移をみると、15歳未満人口割合の減少、65歳以上人口割合の増加といった少子高齢化の進行が著しく、平成27年には65歳以上の割合が33.5%に達しています。

京都府全体の平均と比較しても、10年程度少子高齢化が進んでいる状況にあります。(平成27年時点)

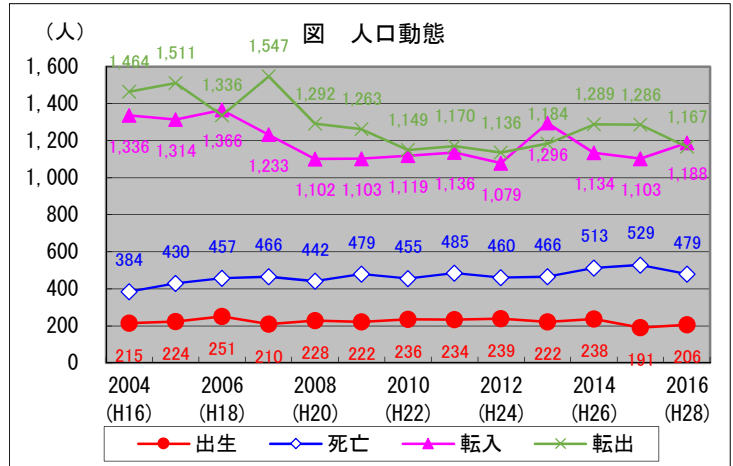


(出典：国勢調査)

④ 人口動態

近年の人口動態をみると、自然動態については、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。

社会動態については、平成18年、平成25年、平成28年以外は転出超過となっていますが、その傾向は弱まりつつあります。



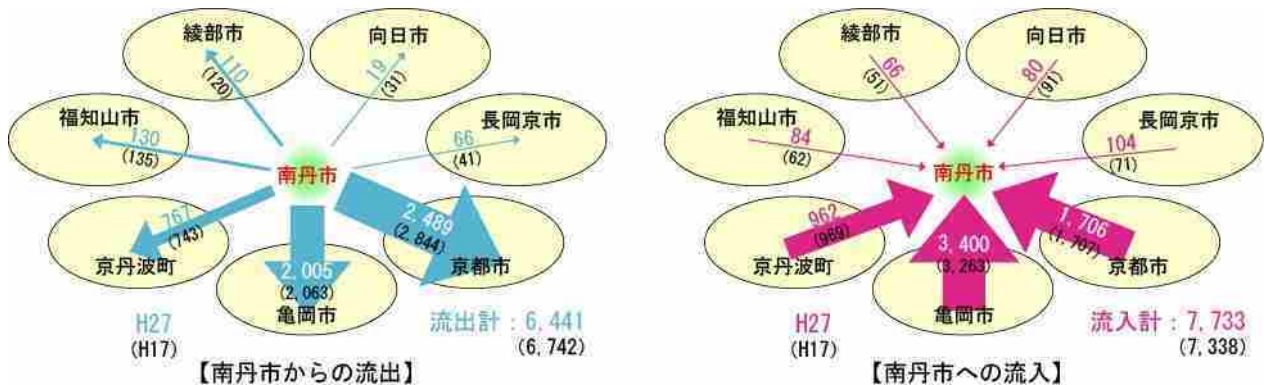
(出典：住民基本台帳)

⑤ 通勤・通学人口（流出入状況）

平成27年における本市に居住する就業者・通学者は18,389人であり、うち35.0%の6,441人が市外に流出しています。主な流出先は、京都市(38.6%)、亀岡市(31.1%)、京丹波町(11.9%)の順となっています。

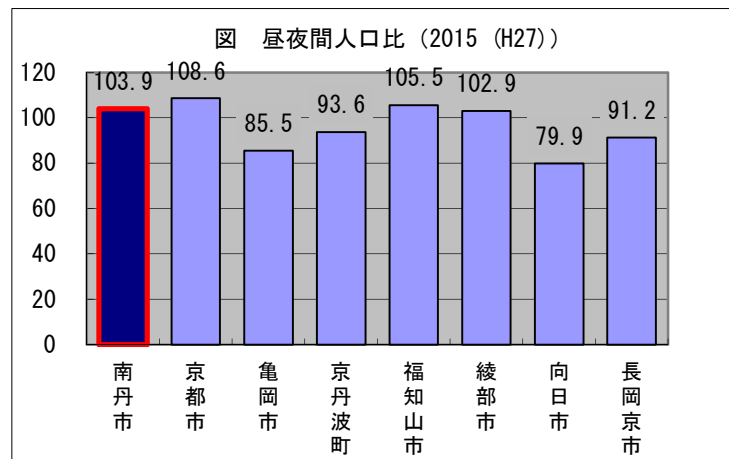
他市町村からの通勤・通学者は7,733人であり、主な流入元は亀岡市(44.0%)、京都市(22.1%)、京丹波町(12.4%)の順となっています。

南丹市全体では1,292人の流入超過となっており、経年的には流入超過傾向が強くなっています。(昼夜間人口比は101.6(平成17年)から103.9(平成27年)に上昇)



■ 通勤・通学の状況 ■

(出典：国勢調査)



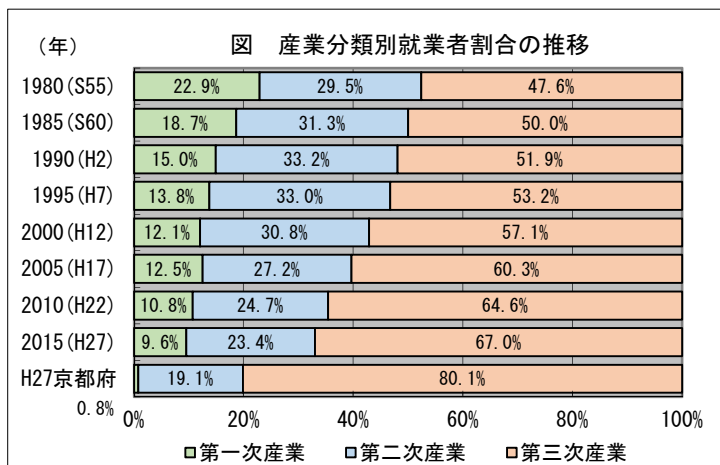
(出典：国勢調査)

(3) 産業

① 産業別就業人口

第一次産業はほぼ一貫して減少傾向にあります。第二次産業は平成2年までは増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じています。

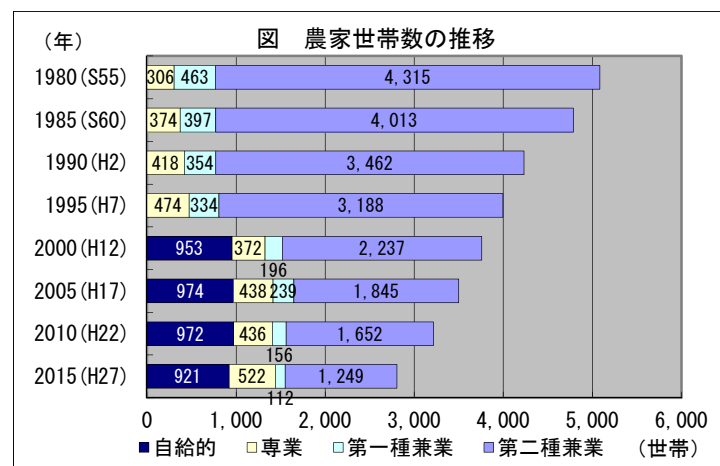
京都府全体の平均と比較すると、第一次産業、第二次産業の割合が高く、第三次産業の割合が低くなっています。(平成27年時点)



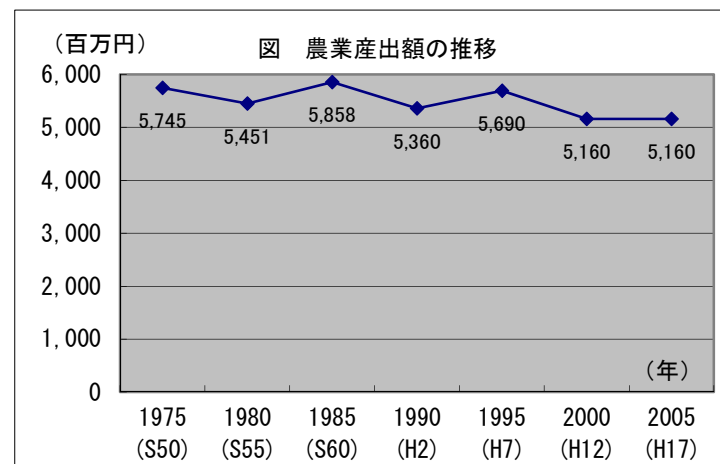
② 農業

農家世帯数は年々減少しており、特に第二種兼業農家の減少が著しくなっています。

農業産出額は、昭和60年を境に減少傾向にあり、平成17年には5,160百万円となっています。



※平成12年から調査項目に「自給的農家」が加わっている。

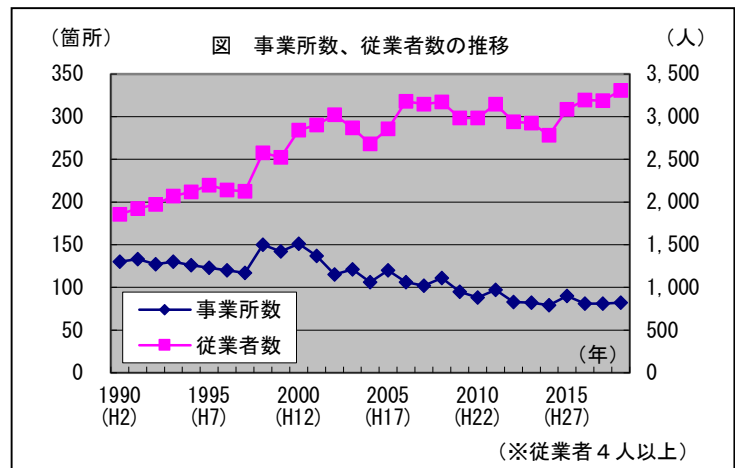


③ 工業

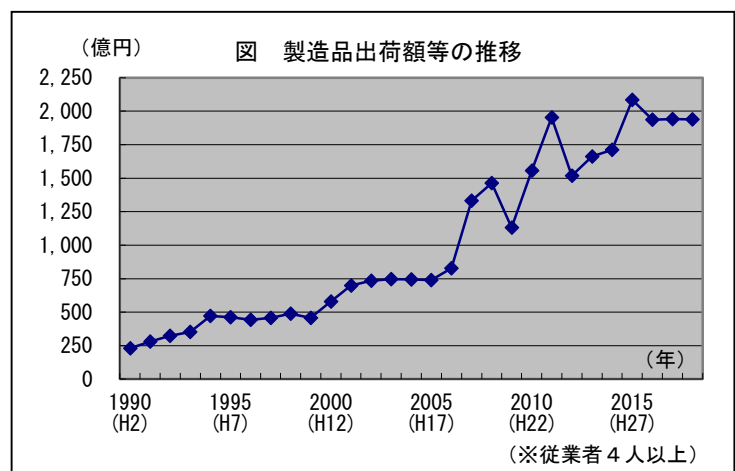
事業所数は平成12年をピークとして減少傾向に転じており、平成30年には82箇所となっています。従業者数は、概ね増加傾向が続いていましたが、近年は3,000人前後で推移しています。

製造品出荷額等は、緩やかな増加傾向にありましたが、京都新光悦村の整備に伴って、平成19年以降急増し、平成30年には約1,940億円となっています。

平成30年の産業分類別状況によると、事業所数、従業者数、製造品出荷額等のいずれも食料品が最も多くなっています。(製造品出荷額等は秘匿数値を除く)



(出典：工業統計調査、経済センサス活動調査)



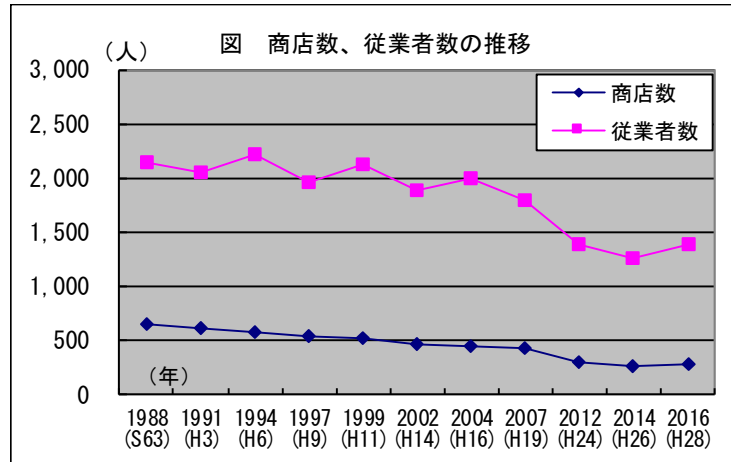
(出典：工業統計調査、経済センサス活動調査)

◇ 産業分類別の状況 (平成30年、従業者4人以上) ◇

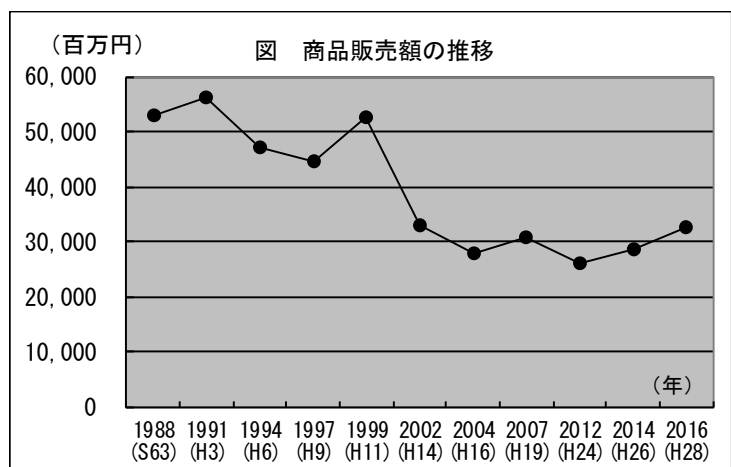
	事業所	従業者数	製造品出荷額等 (万円)	
製造業計	82	3,308	19,401,327	100.0%
食料品製造業	19	1,285	7,277,050	37.5%
飲料・たばこ・飼料製造業	2	65	X	—
繊維工業	10	74	46,995	0.2%
木材・木製品製造業 (家具を除く)	6	120	689,193	3.6%
家具・装備品製造業	2	12	X	—
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	24	X	—
印刷・同関連業	5	91	201,743	1.0%
化学工業	4	62	157,677	0.8%
プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	7	175	454,677	2.3%
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	5	X	—
窯業・土石製品製造業	4	108	234,319	1.2%
金属製品製造業	7	216	297,641	1.5%
はん用機械器具製造業	1	26	X	—
生産用機械器具製造業	2	37	X	—
業務用機械器具製造業	1	103	X	—
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	40	X	—
輸送用機械器具製造業	4	798	9,438,175	48.6%
その他の製造業	4	67	166,443	0.9%

④ 商業

商店数、従業者数、商品販売額のいずれも減少傾向にありましたが、商店数と従業者数は平成28年に増加に転じており、商品販売額についても平成26年以降は増加に転じています。



(出典：商業統計調査、経済センサス活動調査)



(出典：商業統計調査、経済センサス活動調査)

⑤ 観光

広大な自然林が広がり貴重な動植物が生息する芦生原生林、日本の原風景となっている美山のかやぶきの里、「京阪神の水がめ」といわれる日吉ダム、四季折々の美しさを見せる景勝るり溪、桜並木で有名な大堰川河畔などの観光資源に多くの観光客が訪れています。

年間の観光入込み客数は、近年緩やかな増加傾向にありましたが、平成28年にかけて急増し、令和元年には約237万人となっています。



(資料：観光入込客調査 (府観光振興課))

2. まちづくりの主要課題

以下の3つの視点から南丹市におけるまちづくりの主要課題を整理します。

視 点	内 容
現況から得られる問題・課題	・人口や産業などの現況データから得られる課題を整理
アンケート結果から得られる課題	・平成30年度市民意識調査（18歳以上から2,500人を無作為抽出）の調査結果から、まちづくりに関する課題を整理
南丹市を取り巻く社会潮流の変化から考慮すべき課題	・全国的な社会潮流の変化のうち、南丹市に關係して特に重要な事項を整理（第2次南丹市総合振興計画を参照）

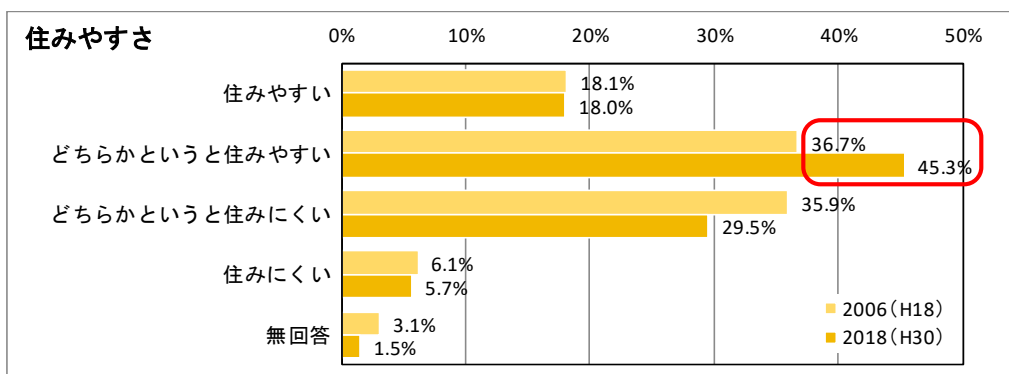
(1) 現況から得られる問題・課題

現 況		考 える 問 題 ・ 課 題
人 口	・死亡数が出生数を上回る自然減により減少傾向（国勢調査）	・今後もさらに人口減少と少子高齢化が進行することが予測される
	・高齢化の進行（京都府平均に比べても高齢化率は非常に高い）	
産 業	・第二次産業の従業者数、製造品出荷額等は増加傾向	・企業が立地しやすい環境の整備
	・商店数、商品販売額は減少傾向	・身近な商業サービスが不足
交 通	・自動車交通量は減少傾向へ	・公共交通の確保
	・JR山陰本線の利用者は横ばい傾向	・JR山陰本線の完全複線化（園部以北）の促進
	・民間事業者による路線バスのほか、市が直営する市営バス、市が民間事業者に委託するバスを運行	・利用者のニーズにあったバスルート、運行本数等の見直し
都 市 施 設	・都市計画道路の改良率76.5%（うち幹線街路は64.9%）	・幹線街路の整備が進んでいない
	・平成25年に都市計画道路八木駅西口駅前線及び駅前広場を計画決定し、都市計画道路網も見直し ・平成30年に都市計画通路として八木駅自由通路線を計画決定	
土 地 利 用	・都市計画公園・緑地の供用率は77.7%	・身近な公園が不足する地域がある
	・用途地域の見直しを実施	・社会情勢を踏まえた既存市街地の適切な土地利用
そ の 他	・土地区画整理事業は、八木駅西地区で施行中	・事業の円滑な推進
	・地域創生戦略、定住促進アクションプラン等の策定	・地域特性を活かした定住促進施策の推進
	・平成26年に美山地区を対象とした景観計画の策定	・優れた景観の保全 ・地域活力の維持・向上への活用
	・美山・日吉・八木地区の一部は平成28年に京都丹波高原国定公園に指定 ・平成27年度に小学校区を再編（17校⇒7校）	・公共公益施設の統廃合、役割分担

(2) アンケート結果から得られる課題

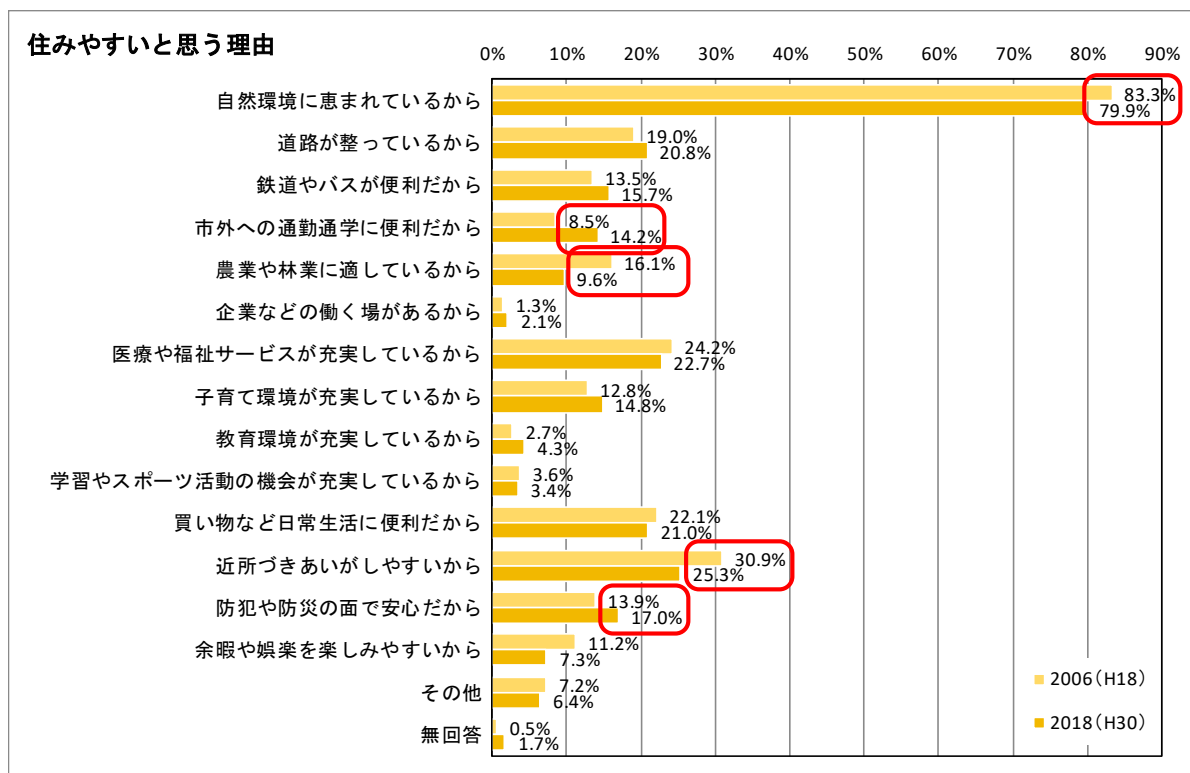
■住みやすさ

- 平成30年度調査結果では、「住みやすい」と「どちらかというに住みやすい」の合計は63.3%であり、「どちらかというに住みにくい」と「住みにくい」の合計(35.2%)を大きく上回っています。
- 平成18年度調査結果と比べると、「どちらかというに住みにくい」が減少しており、住みやすさに関する評価が高くなっています。



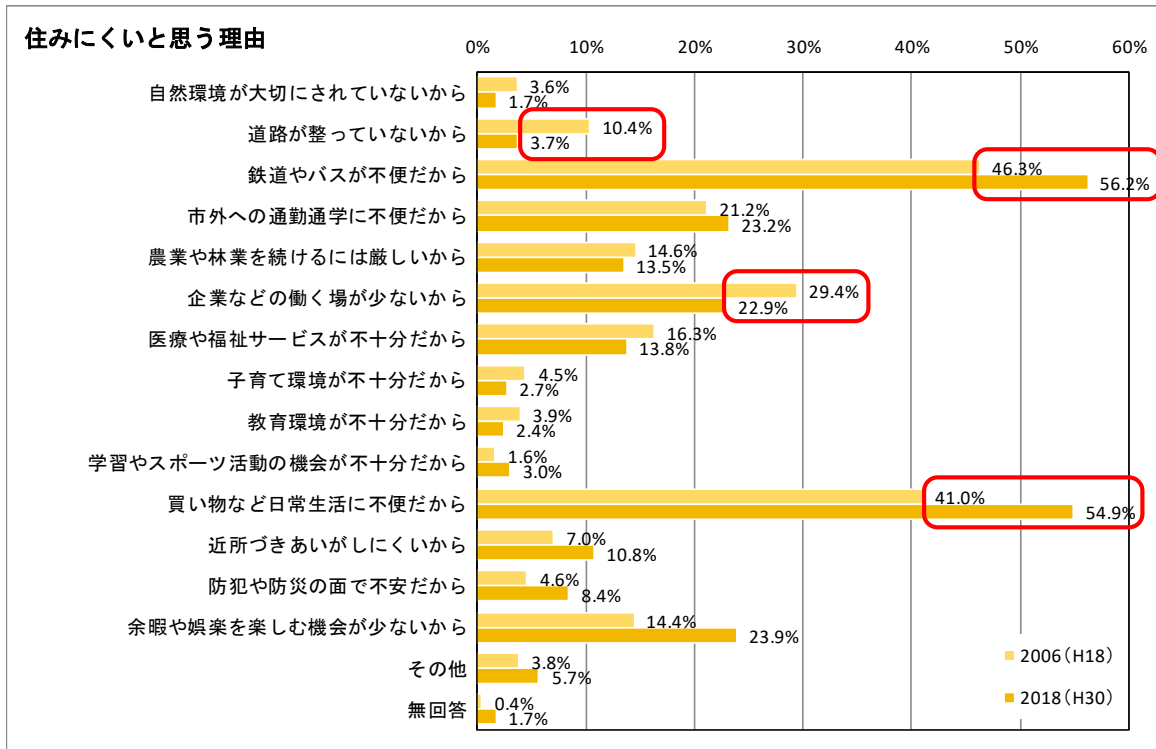
■住みやすい理由（3つまで選択）

- 平成30年度調査結果では、「自然環境に恵まれているから」が79.9%と非常に多く、次いで「近所づきあいがしやすいから」(25.3%)、「医療や福祉サービスが充実しているから」(22.7%)の順となっています。
- 経年的には、「市外への通勤通学に便利だから」、「防犯や防災の面で安心だから」が増加し、「農業や林業に適しているから」、「近所づきあいがしやすいから」が減少しています。



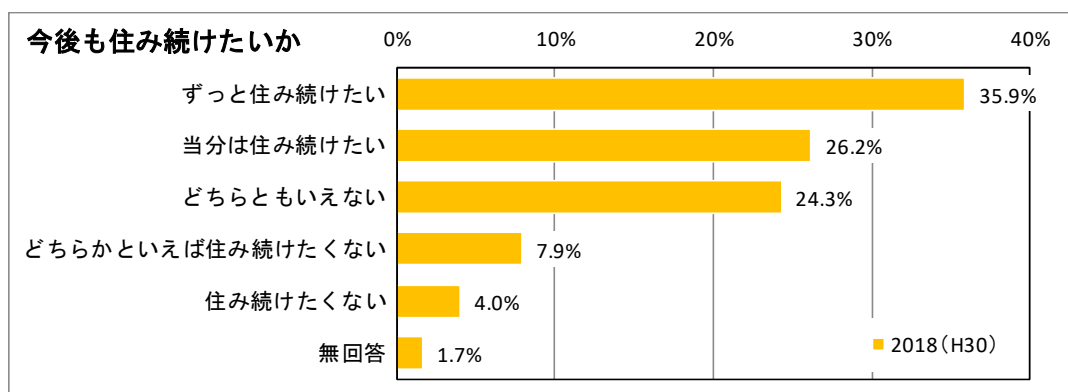
■住みにくい理由（3つまで選択）

- ・平成30年度調査結果では、「鉄道やバスが不便だから」が56.2%、「買い物など日常生活に不便だから」が54.9%で半数を超えており、次いで「余暇や娯楽を楽しむ機会が少ないから」（23.9%）、「市外への通勤通学に不便だから」（23.2%）の順となっています。
- ・経年的には、「買い物など日常生活に不便だから」、「鉄道やバスが不便だから」が増加し、「道路が整っていないから」、「企業などの働く場が少ないから」が減少しています。



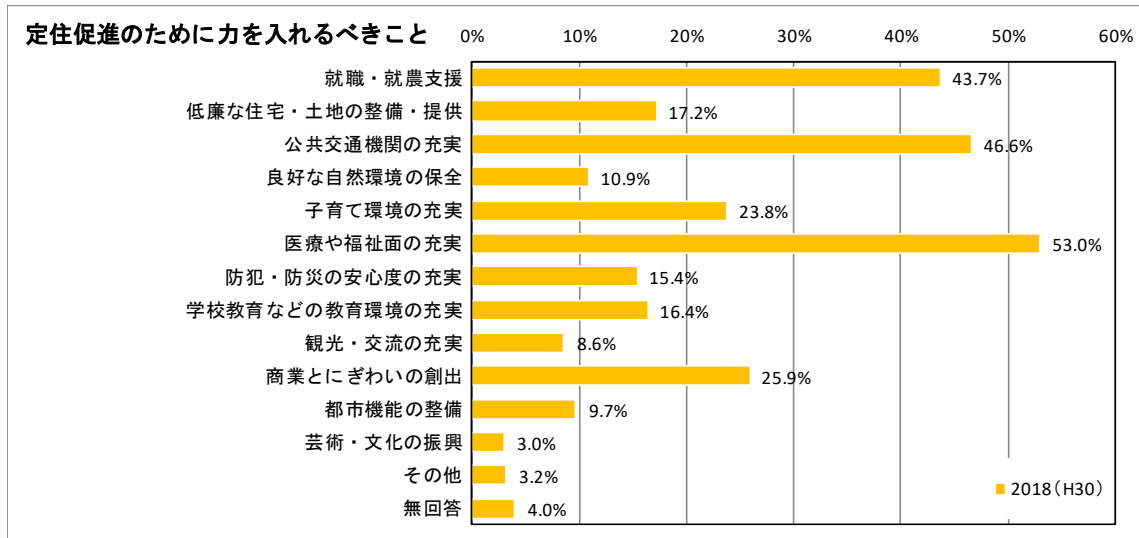
■今後も住み続けたいか

- ・「ずっと住み続けたい」が35.9%で最も多く、「当分は住み続けたい」（26.2%）を加えると6割以上が住み続けたいと考えており、「どちらかといえば住み続けたくない」と「住み続けたくない」の合計は11.9%に留まっています。



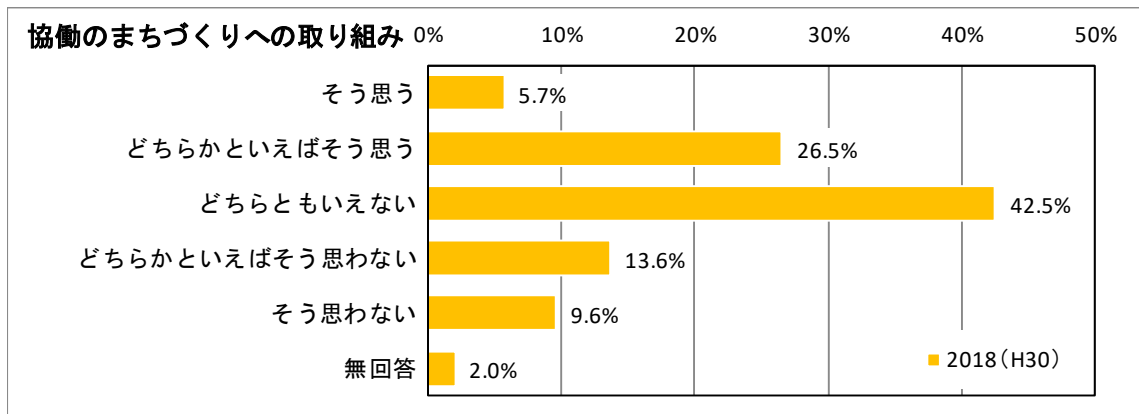
■定住促進のために力を入れるべきこと（3つまで選択）

- ・「医療や福祉面の充実」が 53.0%で最も多く、次いで「公共交通機関の充実」（46.6%）、「就職・就農支援」（43.7%）、「商業とにぎわいの創出」（25.9%）の順となっています。



■市民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいると思うか

- ・「そう思う」（5.7%）と「どちらかといえばそう思う」（26.5%）の合計は 32.2%であり、「どちらかといえばそう思わない」（13.6%）と「そう思わない」（9.6%）の合計の 23.2%を上回っています。



市民意識調査結果から得られる課題のまとめ

- ・住みやすさに関する評価、今後の定住意向は高く、恵まれた自然環境を活かすことにより定住促進を図ることが必要と考えられます。
- ・京都縦貫自動車道をはじめとする道路整備の進捗や京都新光悦村への企業立地により、道路の利便性や働く場に関する評価が改善されている一方、公共交通や買い物など日常生活の利便性に関する評価は悪くなっています。
- ・定住促進のために力を入れることとして、「医療や福祉面の充実」、「公共交通機関の充実」が多くあげられていることから、高齢者など自動車を利用できない人の暮らしやすさの改善を図ることが重要となっています。
- ・行政と市民の協働によるまちづくりについては、取り組んでいると考えている人の割合は3割程度であり、今後とも意識啓発を含めた取り組みを進めることが重要となっています。

(3) 南丹市を取り巻く社会潮流の変化から考慮すべき課題

社会潮流の変化	考慮すべき課題
①急速に進む人口減少・少子高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力の減少 ・地域活力の低下 ・社会保障費の増大 ・地域コミュニティ機能の低下
②地球環境の変化・気候変動	<ul style="list-style-type: none"> ・化石燃料の大量消費などによる温室効果ガスの排出量の増加 ・洪水や干ばつなどの異常気象の発生 ・PM2.5などによる大気汚染の深刻化 ・省エネルギーの徹底的な推進 ・再生可能エネルギーの開発・普及 ・新型インフルエンザ・コロナウィルス等による未知の感染症の発生
③地域経済を取り巻く環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・経済のグローバル化 ・経済活動の機会の拡大 ・新興国の台頭による国際競争の激化 ・生産拠点の海外移転による国内産業の空洞化
④安全・安心意識の高まり	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災や熊本地震などの大規模地震の発生 ・集中豪雨による土砂災害、河川の氾濫などの発生 ・防災に対する意識の高まり ・身近な地域における犯罪への不安の増大 ・武力攻撃やテロなどの国民保護事案の発生が懸念
⑤教育環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に対するニーズの多様化、複雑化 ・地域再生の核としての大学のあり方の見直し
⑥地方分権の進展と協働意識の高まり	<ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口の減少に伴う税収入の減少、高齢化の進行による社会保障費の増大など、財政状況の悪化 ・段階的な都市機能や社会基盤の集約化 ・公共施設などの更新問題への対応 ・地方分権改革の時代に即した、持続可能なまちの創造 ・これまで以上の行財政改革の推進 ・協働のまちづくりの推進

(4) まちづくりの主要課題

南丹市は、山林・河川・田園風景などの自然資源や交通環境のほか、付加価値の高い農業、高度医療の環境、多くの高等教育機関の立地する学生のまち、特徴のある観光資源などを活かして、まちの活力向上に努めてきましたが、少子高齢化による人口構造の変化や人口減少は、平成23年の都市計画マスタープラン策定以降も加速しつつあります。

こうした中、南丹市では「定住促進」を最重要課題として取り組みを進めており、第2次南丹市総合振興計画（平成29年度策定）でも重点テーマとして設定しています。

恵まれた自然環境や歴史・文化資源を最大限に活かし、市民と行政が互いに協力しながら、第2次南丹市総合振興計画の将来像である『森・里・街・ひとがきらめくふるさと南丹市』を実現していくためのまちづくりの主要課題を以下のとおり設定します。

① まちの持続的な発展を支えるコンパクトなまちづくりを進める必要がある

今後の人口減少・超高齢時代においては、地域の資源を活かした広域的な交流や連携、地域特性を活かした定住促進などにより総合力を高めていく必要があります。

このため、公共施設やインフラのストックを活用しながら、土地利用や道路整備のあり方など、南丹市の活力を高める都市整備を計画的に推進するとともに、都市のスポンジ化への対応、地域住民の生活を支える多様な都市機能の誘導など、コンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。

② 連携・交流型のまちづくりを進める必要がある

南丹市は4つの町が合併したまちであり、生活空間としての一体性の確保を図るとともに、地域間の連携・交流により相乗効果を生み出していくことも大切です。

旧町それぞれの地域資源を活かしつつ、地区間を連絡する道路整備などにより、連携・交流型のまちづくりを進める必要があります。

③ 安全・安心で暮らしやすさを実感できる生活満足度の高いまちづくりを進める必要がある

今後も人口減少と少子高齢化が加速することが予想される中、地域の活力を維持していくためには、誰もが安全に安心して住み続けることのできる環境づくりが必要であり、定住促進サイトを開設し、定住ガイドブックを発行するなど、定住促進に向けた取り組みを進めています。

多様化・複雑化する市民の価値観や生活スタイルにあった質の高い生活環境の整備・再編を進め、住み続けたい、住んでみたいと思える環境を次世代に継承していく必要があります。

④ 身近な自然環境や歴史・文化資源、優れた景観などを活かしたまちづくりを進める必要がある

南丹市は、市街地を縁取る山々をはじめ、国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されているかやぶき民家群、一級河川桂川や由良川などの河川景観、豊かな田園風景が四季折々の美しい景観を呈しています。これらの豊かな自然環境や歴史・文化資源、優れた景観などを単に保全・継承するだけでなく、まちづくりに積極的に活用することにより、南丹市としてのブランドを確立し、魅力を高めていく必要があります。

⑤ 市民が主役となるまちづくりを進める必要がある

近年、人口減少や価値観の多様化などにより、基盤となる地域コミュニティの機能低下が懸念されており、南丹市では、多様なまちづくりの担い手をつなげる中間支援組織として「まちづくりデザインセンター」を設置し、地域課題の解決や地域活性化を図っています。

今後さらに、市民があらゆる機会を通じてまちづくりに取り組むことができる環境や仕組みを充実していく必要があります。

第2章 将来目標の設定

1. 将来都市像

南丹市は、山林・河川・田園風景などの自然資源や交通環境のほか、付加価値の高い農業、高度医療の環境、多くの高等教育機関の立地、特徴のある観光資源などを活かして、まちの活力向上に努めてきました。

第2次南丹市総合振興計画では、めざすべきまちの将来像として「森・里・街・ひとがきらめくふるさと南丹市」を掲げています。また、将来像の実現に向けては、まちの魅力や特徴を最大限に発揮した移住・定住対策が必要不可欠として、「定住促進 ～住み続けたいまち・住んでみたいまち～」を重点テーマとして設定しています。

都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念としてこれを踏襲し、その実現に向けた具体的なイメージ（将来都市像）を以下のとおり設定します。

つないで個性を磨く 「住み続けたい・住んでみたいまち」

【つないで】

南丹市は4つの町が合併したまちであり、府内では京都市に次ぐ広大な面積を有しています。また、観光資源が数多く存在することから、第2次総合振興計画でも交流人口280万人を目標として設定しています。

このため、各地区でのまちづくりを積極的に進めるとともに、「人」「もの」「情報」などの連携と交流により各地区間の繋がり、絆を強めていきます。

【個性を磨く】

南丹市には、豊かな自然資源や恵まれた交通環境のほか、付加価値の高い農業、高度医療の環境、多くの高等教育機関の立地、特徴のある観光資源などの個性的で魅力的な地域資源があります。

これら一つ一つの個性を磨きあげて、それぞれの地域の魅力を高めていきます。

【住み続けたい・住んでみたいまち】

他都市には見られない個性豊かな資源は、南丹市に住む全ての人にとっての誇りです。市民・各種団体・事業者・行政が一体となって、若者が定住できる、高齢者にとっても生活しやすい環境を整え、全ての年代の人が誇りを持っていつまでも住み続けたいと思えるまちをつくっていきます。

また、それぞれの地域に応じた定住促進施策を推進するとともに、様々なツールを活用し、市外在住者に対して南丹市の魅力を広く発信し、人口の転入を促進します。

2. 都市づくりの目標

つないで個性を磨く「住み続けたい・住んでみたいまち」

目標1 計画的な土地利用、都市機能の誘導による持続可能なまちづくり

南丹市では、それぞれの個性を活かして、まちの活力を担う企業誘致や住宅地の開発、リゾートゾーンの整備などを計画的に進めてきましたが、将来に向けては、貴重な自然資源を継承し持続的に発展していく大切な責務を有しています。

今後とも、既存の公共施設や公共交通ネットワークのストックを活用し、自然環境に負荷を与えないまちづくり、地域活力の創出に努めるとともに、計画的な土地利用、都市機能の誘導を図り、人口減少社会においても、自然環境と共生した持続可能なまちづくりを進めます。

目標2 人と地域の交わりを支える快適なネットワークづくり

分散立地する各拠点の魅力や活力を高めていくためには、それぞれの拠点間の交流・連携を支え、促進するネットワークづくりが必要です。

広域交流の軸となる広域幹線道路網の整備、JR山陰本線の完全複線化（園部以北）を促進するとともに、主要施設と各住宅地・集落を結ぶバスネットワークの維持と利用しやすい環境整備を図ります。

また、緑豊かな歩きたくなる歩行者・自転車空間の確保、利用者ニーズにあった交通体系への見直しなどにより、便利で快適なネットワークづくりを進めます。

目標3 安全・安心で快適に暮らせる質の高い生活空間づくり

誰もが安全で安心して生活できるように、地域や関係機関などと連携した総合的な防災体制の強化を図ります。

また、快適に定住することのできる環境を整えるため、公共交通の利便性の高いエリアに都市サービス機能や行政・文化サービス機能を誘導し、日常生活の利便性を高めるとともに、バリアフリー対応も含めた都市基盤の高質化を図ります。

さらに、公園の不足する地域を中心に身近な緑化を進めるなど、ゆとりとぬくもりのあるまちづくりを進めます。

目標4 個性豊かな地域資源を活かした多様な拠点づくり

南丹市は、これまでのまちづくりの経緯によって市街地が分散した都市構造を形成しているため、それぞれの生活圏内において、各拠点機能の充実を図り、地域の魅力を高めていくことが求められています。

各種生活サービス施設や公共交通のターミナルなどの多様な機能が集積する南丹市役所・各支所の周辺をはじめ、かやぶき民家群、りり溪など、それぞれの地域が有する自然・歴史・文化などの資源を活用して、活力とにぎわいを創出する多様な拠点づくりを戦略的に進めます。

目標5 多様な主体の連携・協働による誇りと愛着を育むまちづくり

市民の誇りや愛着を育み、多様な主体による協働のまちづくりを実現するため、市民のまちづくりに関する意識を高めるとともに、暮らしやすさを高めようとする主体的な取り組みを適切に育んでいきます。

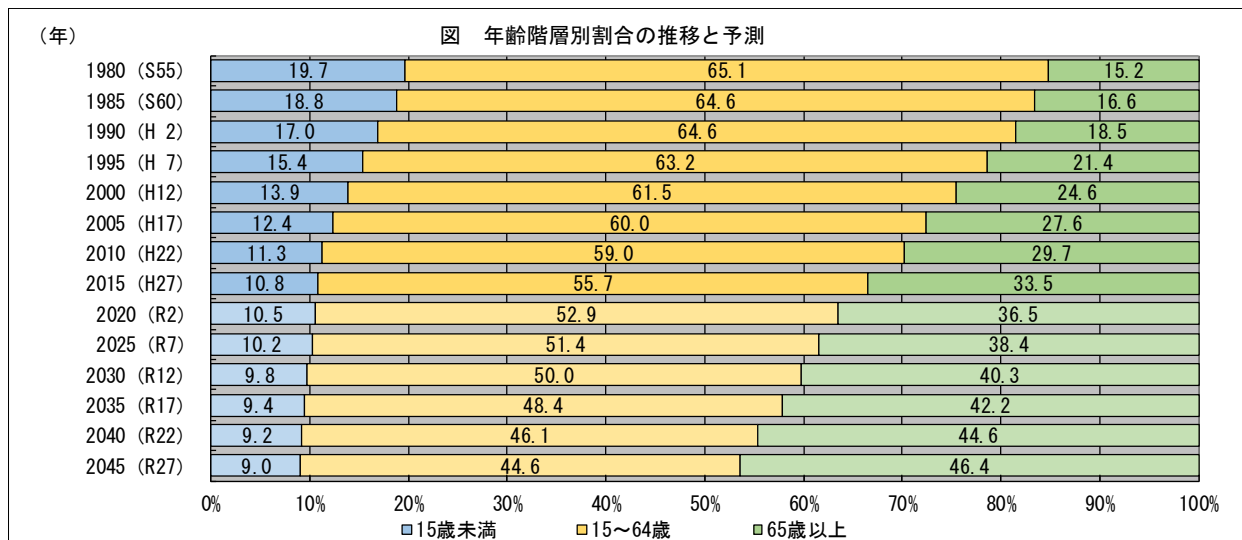
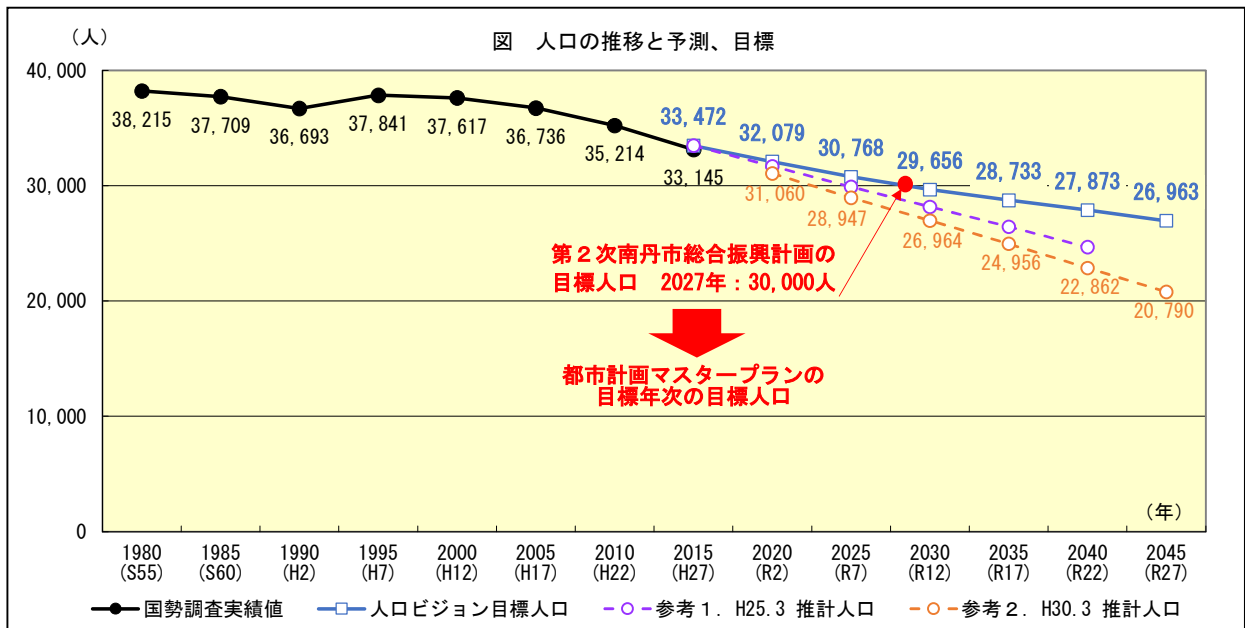
まちづくり活動だけでなく、教育・文化やスポーツ活動、福祉活動、子育て活動などあらゆる機会においても協働の関係づくり、活動を通じた市民交流に努め、多様な主体によるまちづくり活動が活発化し、継続・発展していく仕組みを構築します。

3. 将来フレームの設定

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」によると、南丹市の人口は今後も減少し、令和27年には20,790人と予測されます。また、少子高齢化はさらに進み、令和27年の65歳以上人口比率は46.4%にまで上昇し、15～64歳人口比率（44.6%）を上回るものと予測されます。

一方、第2次南丹市総合振興計画においては、「南丹市人口ビジョン」を踏まえ、令和9年の人口を30,000人と設定しています。

本計画においては、上位計画である第2次南丹市総合振興計画と整合を図るものとして、目標年次（令和9年）の目標人口を30,000人とします。



(出典：S55～H27は国勢調査、R2以降は国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）

4. 将来都市構造

(1) 基本となる都市構成

南丹市は、市域の約88%が丹波山地などの森林地域となっており、北部や中部では、市民の日常生活は河川沿いに限られて行われています。南部では、山地に囲まれた扇状性低地として園部盆地が形成され、桂川に沿って広がる平野部で市民の日常生活が行われています。

南丹市役所及び各支所の周辺が日常生活の中心となっており、特に園部市街地は南丹市の中心としての各種機能が集積しています。

市街地では、土地区画整理事業による計画的な住宅地整備が行われています。また、新しい「ものづくり」を推進する産業の拠点となる京都新光悦村の整備も完了しており、現在分譲が進められています。

一方、都市計画区域外には、平成28年に指定された京都丹波高原国定公園内に位置する日本の原風景ともいえるかやぶき民家群や国の名勝にも指定されている府立るり溪自然公園などの豊かな自然環境や歴史的資源が豊富にあり、いずれも優れた自然景観を誇っています。

今後のまちづくりは、これらの優れた自然景観の維持・保全を基調としつつ、社会経済情勢の変化などを適切に踏まえ、計画的な市街化の促進や交通利便性の向上などにより、定住促進に向けた快適で質の高い生活空間の創出を図っていく必要があります。

(2) 土地利用の基本的な考え方

地形条件や自然条件を基本として、市全域を市街地地域、田園地域、森林地域に分類し、それぞれ固有の特徴や資質を活かしたまちづくりを進めていきます。

土地利用の区分		基本方針
都市的 土地利用	市街地地域	<ul style="list-style-type: none"> 市役所、各支所の周辺をはじめとする既に都市的土地利用が行われているエリアを市街地地域として位置づけ、社会経済情勢や宅地需要などを見極めながら計画的な市街地整備・再編を進めます。 園部市街地は、南丹市の中心市街地として都市サービス機能や行政・文化サービス機能の利便性を高めるとともに、基盤整備実施地区での宅地化促進、既存市街地の再編、園部駅の利用促進などにより、コンパクトで住みやすい生活空間を創出します。 八木市街地は、八木地域の日常生活の活動の場として、八木駅周辺の整備・利便性向上や近隣商業機能などの充実を図り、周辺の田園環境と調和した魅力ある生活環境の創出を目指します。 吉富市街地は、周辺の田園景観と調和した、暮らしやすく良好な居住環境を有する市街地として整備します。国道9号沿道については、幹線道路の交通利便性を踏まえつつ、工業・流通サービス系施設などの沿道施設の開発を適切に誘導します。 この他、新興住宅地等の一団の都市的土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図ります。
	田園地域	<ul style="list-style-type: none"> 日吉支所、美山支所の周辺では、日常生活に不可欠なサービス機能の利便性を確保しつつ、安全で快適な住環境の創出と沿道環境の整序を図ります。 桂川や由良川の支流沿いに形成された農地は、貴重な農業生産の基盤であるとともに、背後の森林地域と一体となって、南丹市を特徴づける優れた自然景観を形成しているため、今後とも適切に維持・保全を図ります。 山並みや農地と一体となった農村集落や既存の住宅地などは、周囲の田園風景と調和した居住環境の整備を図ります。 桂川や由良川、及びこれらの支流は、生活にうるおいを与える貴重な都市環境であるため、安全性の確保を前提としつつ、親水機能の整備・強化を図ります。
	森林地域	<ul style="list-style-type: none"> 三国岳や頭巾山、長老ヶ岳などに代表される北部の若丹山系や深山などの南部の撰丹山系は、南丹市を縁取る貴重な森林地域であり、眺望景観の対象や市街地景観の背景となる緑としての機能、身近なレクリエーション機能など、緑が有する多面的な機能に配慮しつつ、調和の取れた保全と活用を進めます。 京都丹波高原国定公園内に位置するかやぶき民家群や芦生原生林をはじめとする貴重な地域資源を保全・活用しながら、自然とのふれあい豊かな地域整備を進めます。 中部・南部の森林地域は、緑としての機能を保全するとともに、るり溪高原や日吉ダム周辺など、四季を通じて楽しめる観光・レクリエーション活動の場としての整備を進めます。
自然的 土地利用		

(3) 軸と拠点の配置方針

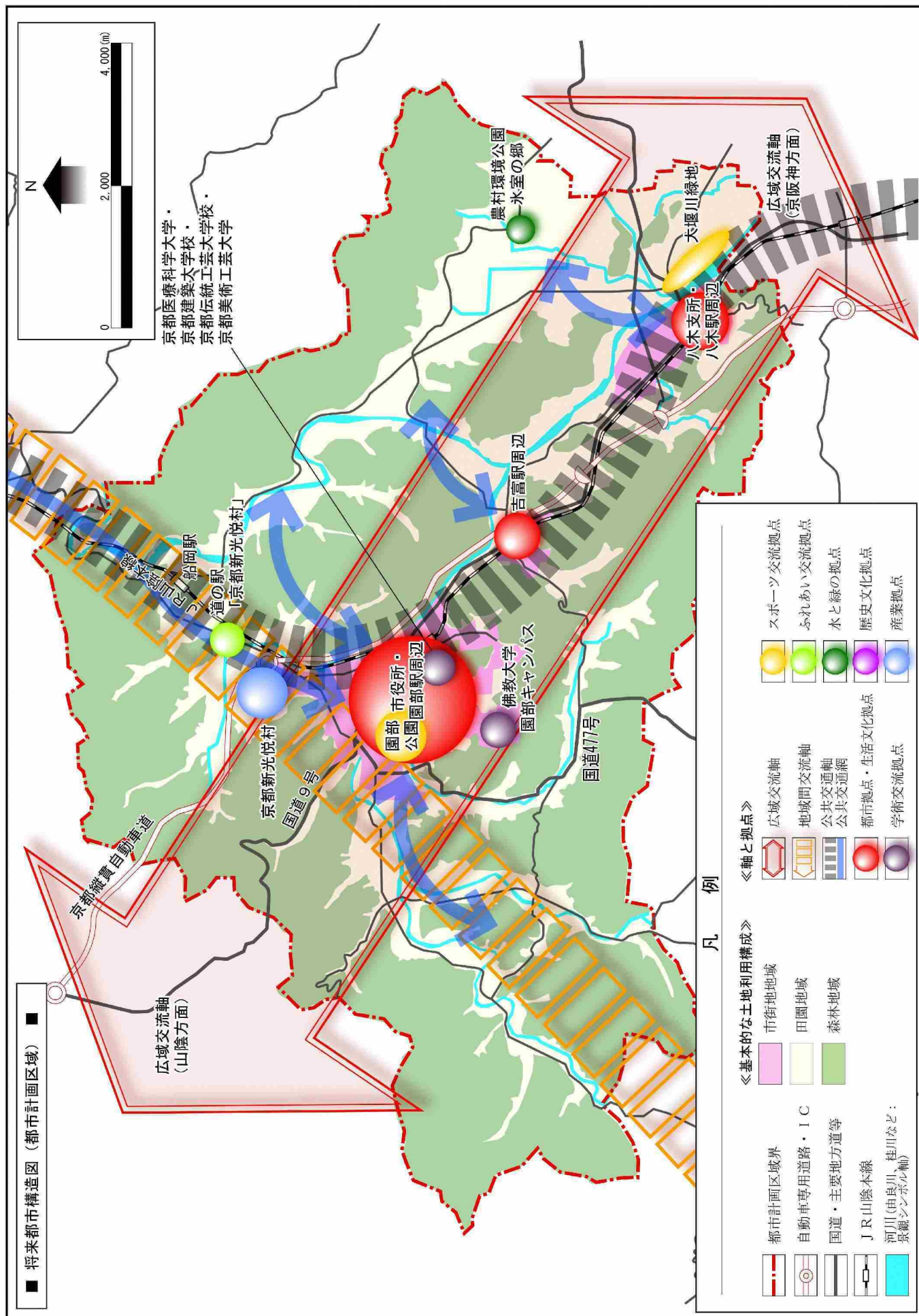
これまでのまちづくりの経緯や社会潮流、広域的にみた南丹市の位置づけなどを踏まえつつ、計画的かつ重点的に軸や拠点の整備・強化を図り、まち全体の魅力と活力の向上に努めます。

軸と拠点の配置		基本方針
広域 交流軸	京都縦貫自動車道 国道9号	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年に全線開通した京都縦貫自動車道は、京都北部と南部の連携を強化するとともに、名神高速道路、舞鶴若狭自動車道、山陰近畿自動車道とも接続する国土レベルの広域交流軸として位置づけます。 国道9号は、広域的な人や物の流れを支える広域交流軸として位置づけます。
地域間 交流軸	国道162号 国道372号 国道477号 (主) 綾部宮島線 (主) 京都広河原美山線 (主) 園部能勢線 など	<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町を結び、広域交流軸を補完する国道や府道を位置づけ、広域的な交流を促進する機能の強化を図ります。
	(主) 園部平屋線 (主) 京都日吉美山線 (主) 亀岡園部線 など	<ul style="list-style-type: none"> (主) 園部平屋線など、広域交流軸を補完し、市民の日常生活の基本となる道路を位置づけ、南丹市の各地域間の交流や連携を促進する機能の強化を図ります。
公共交通軸 公共交通網	JR山陰本線	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境問題や高齢化社会への対応を踏まえ、園部地域と八木地域の各都市拠点を結ぶ人と環境にやさしい公共交通軸として位置づけます。 園部駅以北の複線化により、輸送力の増強、生活圏の拡大を図ります。 各駅へのアクセス向上や、駅周辺のバリアフリー化、駐車場・駐輪場の確保などによる駅利用者の利便性の向上を図ります。 合わせて、運行ダイヤの見直しによる駅での待ち時間の短縮化、鉄道とバスの接続の向上などについて、交通事業者とも連携しながら、鉄道を利用しやすい都市環境の整備を図ります。
	コミュニティバス デマンドバス 路線バス	<ul style="list-style-type: none"> 市役所・支所をはじめとするまちづくりの拠点と各住宅地・集落を結ぶバスネットワークを維持するとともに、利用しやすい環境整備を図ります。 過度に自動車に依存することなく快適に移動できる生活利便性の高いまちを目指します。
景観 シンボル軸	桂川、由良川 など	<ul style="list-style-type: none"> 桂川や由良川などは、植生豊かな河川敷と一体となって、都市に潤いを与え、開放感のある自然景観を形成しています。これらの主要な河川を景観シンボル軸として位置づけ、心が落ち着く美しい景観整備に取り組みます。

軸と拠点の配置		基本方針
都市拠点	【中心拠点】 市役所・園部駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 市役所をはじめ、図書館や公民館、園部駅などが集積立地する園部町の市街地を各地域の交流や連携の中心となる都市拠点として位置づけ、より一層、多様な都市機能の集積を目指します。 園部駅を中心とした安全で快適な歩行者空間の創出、身近なオープンスペースの創出などに取り組み、魅力と活力が感じられる拠点づくりを進めます。 中心市街地の再整備により、密集市街地における防災性の向上、居住環境の改善による定住促進を図ります。
	【地域拠点】 八木支所・八木駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 八木支所・八木駅周辺は、中心拠点と連携しながら、居住環境整備に努め、地域住民の便利で快適な日常生活を支える拠点づくりを目指します。 八木駅周辺の整備・利便性向上や近隣商業機能などの充実を図り、周辺の田園環境と調和した魅力ある生活環境の創出を目指します。
生活文化拠点	吉富駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 吉富駅周辺は、吉富駅、八木西IC、国道9号が結節する恵まれた交通条件を活かし、駅周辺のまちづくりと一体となった良好な市街地形成を誘導します。
	日吉支所周辺 美山支所周辺	<ul style="list-style-type: none"> 日吉支所周辺、及び美山支所周辺は、都市拠点と連携しながら、行政サービスの充実など、それぞれの地域における身近な生活拠点づくりを目指します。
学術交流拠点	京都医療科学大学・京都建築 大学校・京都伝統工芸大学 校・京都美術工芸大学周辺 佛教大学園部キャンパス周辺 明治国際医療大学周辺	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関の周辺を学術、情報、交流の拠点として位置づけ、市内外の人が集い、語らい、学ぶ場として、魅力的で文化的な空間づくりを目指します。
スポーツ交流拠点	園部公園周辺 大堰川緑地	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人々が多様な目的で楽しめるスポーツ・レクリエーションの拠点として、機能充実を図るとともに、眺望や景観にも配慮した空間づくりを目指します。
ふれあい交流拠点	道の駅周辺（「美山ふれあい 広場」、「京都新光悦村」） 美山和泉観光交流広場周辺	<ul style="list-style-type: none"> 市民と南丹市を訪れる観光客、または都市部と農村部などの市民相互の交流の拠点として位置づけ、地元製品の販売、観光情報の発信などの機能の充実を図ります。
水と緑の拠点	府立るり溪自然公園周辺 大野ダム公園周辺 府民の森ひよし周辺 日吉ダム周辺 農村環境公園氷室の郷周辺 美山芦生山の家周辺	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽に楽しめる水と緑の拠点として、アクセスの向上や機能の充実、周辺の自然環境や歴史・文化資産などと一体となった良好な景観づくりを目指します。
歴史文化拠点	かやぶきの里・美山町自 然文化村周辺	<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史と文化を後世に継承するための魅力的な空間形成を図っていきます。 背後の山々と一体となって、日本の原風景の残る南丹市を代表する観光地として、誇り高い景観づくりに積極的に取り組みます。
産業拠点	京都新光悦村	<ul style="list-style-type: none"> 京都府と連携して、ブランド確立に向けた取り組みを進め、地元雇用の拡大を図るとともに、京都新光悦村のコンセプトである伝統と文化のものづくり産業と先端産業との融合の実現に取り組みます。

■ 将来都市構造図 ■





第3章 まちづくりの基本方針

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

南丹市における今後の土地利用に関する基本方針を以下のように設定し、市民や企業、行政の各主体が協力・連携しながら計画的かつ適切に進めていきます。

① 持続可能でコンパクトなまちづくりを進めます

今後、人口減少、高齢化が進行することが見込まれる中でも、生活サービスを維持し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めることが必要となっています。

立地適正化計画に基づいて、都市機能と居住機能を適正に誘導し、集積させることにより生活利便性の向上と主に若年層の定住促進を図り、必要なサービスが身近にあるコンパクトなまちづくりを進めます。

② 南丹市の中心的な拠点となる駅周辺の機能強化、市街地整備を進めます

これまでのまちづくりの経緯をはじめ、中心的な拠点整備や持続可能なまちづくりの推進の観点から、駅周辺の機能強化に取り組むことが不可欠となっています。

園部駅周辺では、商業や保健・福祉などの都市機能の充実や駐輪場の適正な管理などにより駅利用者の利便性の向上を図り、交通利便性を活かした魅力ある市街地整備を進めます。

八木駅周辺、吉富駅周辺では、駅周辺のバリアフリー化などにより駅利用者の利便性の向上を図るとともに、新たな市街地整備により、快適な住環境の形成及び定住促進を進めます。また、吉富駅周辺については、交通の利便性を活かした工業・流通サービス系の施設の立地を誘導します。

③ 優れた自然環境を適切に保全し、未来へ継承していきます

若丹山地や摂丹山地の山並みは、桂川や由良川などの河川と一体となって、南丹市を特徴づける景観を形成しています。

市民の日常生活に潤いを与え、南丹市固有のかけがえのない資産であるこれらの恵まれた自然環境については、今後も、眺望景観の対象として、緑が有する多面的な機能に配慮しつつ、計画的かつ適切な保全と活用を進めます。

④ 身近な生活拠点を中心とした暮らしやすさの維持に努めます

南丹市は、これまでのまちづくりの経緯から、分散した市街地の周辺に点在する集落を有する都市構造を形成しているため、身近な生活拠点を整備していくことが不可欠となっています。

市街化区域内の居住誘導区域外、市街化調整区域や都市計画区域外についても、市役所支所や鉄道駅、学校などの身近な生活拠点を中心として、現在の良好な居住環境の保全、暮らしやすさの維持に努めます。

⑤ 地域による土地利用のマネジメントを進めます

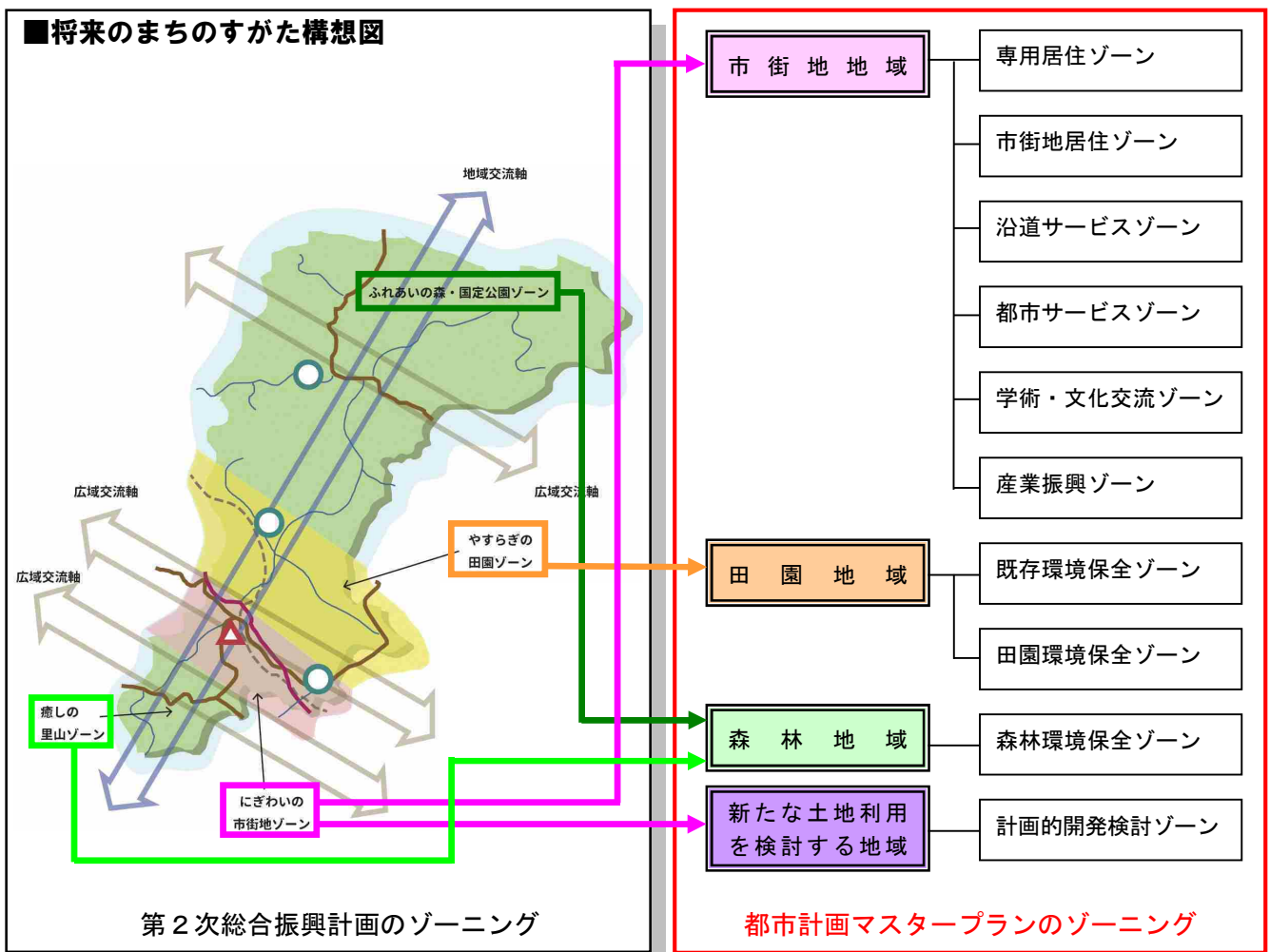
全ての年代の人が「誇りを持っていつまでも住み続けたい」という市民の想いを育むため、土地利用に関する住民の意識を高めるとともに、自ら暮らしやすさを高めようとする前向きな取り組みを育みます。

今後、人口減少や産業構造の転換などによって発生する空き地、空き家については、地域でマネジメントする視点を取り入れ、地域にふさわしい利活用のあり方を検討・実践していきます。

市街化区域内の保全すべき農地については、生産緑地地区制度を活用し、市街地内の貴重な緑のオープンスペースとして確保します。

(2) 主要な土地利用の配置の方針

土地利用の基本方針を実現していくため、南丹市の地形条件や周辺自治体とのつながり、市民生活や多様な都市活動の関係などを踏まえ、10のゾーンに細区分し、各ゾーンの特性を活かしながら、きめ細かな土地利用の規制・誘導を図ります。



■ 第2次総合振興計画と都市計画マスタープランのゾーニングの関係 ■

ゾーン・エリア名称		土地利用の方針、配置の方針
市 街 地 域	専用居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に残存する農地の適切な利用転換を図りつつ、専用住宅地としての良好な居住環境の維持・促進、緑豊かな美しいまちなみの創出を図り、付加価値の高い住環境づくりを進めます。 ・まとまった空閑地が残存する地区では、土地所有者の意向や宅地需要の動向を踏まえながら、計画的に宅地化を誘導していきます。
	市街地居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・専用居住ゾーン以外の一般的な住宅地では、商業・業務、教育・文化、保健・福祉、医療などの市民の日常生活を支える都市機能を有する住宅地として、暮らしやすさを高めた魅力ある良好な居住環境を整備します。 ・吉富駅西地区では、土地区画整理事業も含めて計画的な整備を検討するとともに、地区計画による周辺環境と調和した職住近接の居住地域づくりを進めます。 ・八木駅西地区では、駅周辺の整備に併せて、環境良好な住宅地を形成するため、土地区画整理事業による計画的な整備を促進するとともに、地区計画による居住環境の誘導などを図ります。 ・未利用地が増加する傾向にあることから、これら未利用地の再宅地化の促進や公園・緑地等の配置、地域での共同駐車場としての利用などによる環境整備を推進し、より生活しやすい市街地への再編を図ります。
	沿道サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・国道9号、国道477号や主要地方道園部平屋線の沿道については、交通利便性を活かした店舗や事務所等の適正な配置を図ります。 ・景観軸として沿道のまちなみにも配慮するとともに、周辺の住宅地の居住環境を保全するため、緑地帯の設置、樹木や生け垣などによる敷地の緑化を誘導します。
	都市サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所及び国・府の行政機関等が集積し、園部市街地の中心商業地と連担する本町地区周辺は、周辺環境との調和に配慮しつつ、商業・業務機能をはじめとする生活利便性を高める多様な都市機能の配置に努め、南丹市の中心商業・業務地としての活力やにぎわいが感じられる土地利用を誘導します。 ・園部駅周辺、八木駅周辺を南丹市の副次的な商業・業務地として配置し、駅周辺施設の整備などにより、地区の活性化を図ります。 ・八木駅前の商店街については、地域団体が行う空き家や空き店舗を活用した定住促進拠点施設の整備に対する支援を行います。
	学術・文化交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・佛教学園部キャンパス周辺、及び京都医療科学大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校を中心とする区域は、地域に開かれた学びの場となる交流拠点の創出や、情報、文化機能等の充実を図り、多様な人々が学び集まる環境づくりを進めます。 ・園部公園を中心とする区域は、国際交流会館や市立中央図書館などによる文化交流ゾーンとして整備します。
	産業振興ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・京都新光悦村を中心に、周辺環境への影響に配慮しながら、伝統産業と近代産業の融合による新しいものづくりをめざす産業拠点としての機能充実、各種支援制度を活用した企業立地の促進を図ります。 ・吉富駅周辺および八木町南広瀬・大藪地域については、交通利便性を活かした、工業・流通サービス系の施設の立地を誘導します。

ゾーン・エリア名称		土地利用の方針、配置の方針
田園地域・森林地域	既存環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、宅地として利用されている既存の住宅地や集落地域、工場地などは、周辺の自然環境や土地利用との調和を基本としつつ、良好な居住環境や地域環境を保全することを基本とします。 ・このうち、日吉支所、美山支所の周辺においては、生活の拠点としての立地特性を活かして、魅力ある住環境の形成と沿道環境の整序を図ります。 ・また、生活道路や下水道などの生活基盤施設の整備・改善とともに、伝統的な家並みが残る集落景観の保全に努め、緑豊かな田園や山並みの景観と調和する美しい集落環境の創出を図ります。
	田園環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・桂川や由良川の支流沿いなどの優れた田園環境が残る一帯は、農産物の供給地として優良農地の保全を図るとともに、農業生産基盤や農業近代化施設の整備を目指します。 ・また、これら一団の優良農地は、背後の山並みと一体となって良好な郷土景観を呈していることから、南丹市固有の地域景観として保全を図ります。
	森林環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市域を囲む森林地域は、水源涵養、災害防止、景観形成、木材供給、野生生物の生息、大気浄化などの多面的な機能の維持・保全に努めます。特に、景観面では、桂川や由良川などの河川と一体となって南丹市を特徴づける景観を形成していることから、眺望景観の対象として調和の取れた保全と活用を進めます。 ・既存の市街地や集落地の周辺の里山環境は、緑豊かな森林や潤いのある河川などの自然環境を活かした身近な憩いの場として、適切な土地利用を誘導します。
新たな土地利用を検討する地域	計画的開発検討ゾーン (企業誘致検討ゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな開発を計画的に誘導することにより地域活力の向上に寄与すると見込まれる地域については、農林漁業との調整や都市計画のバランス、周辺環境への影響に配慮しながら、計画的かつ適切な土地利用について検討を図ります。 ・園部市街地と吉富市街地に挟まれる国道9号の沿道は、国道9号の交通利便性など立地ポテンシャルを最大限に活用し、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、工業・流通系の沿道サービス施設の土地利用の推進に向けた検討を図ります。 ・園部IC周辺地区および八木東IC周辺地区は、広域的な交通機能の結節点となる地域であり、民間活力も活用しながら、工業・流通サービス系の施設の土地利用の推進に向けた検討を図ります。 ・園部町城南町地区は、隣接する工業地域と一体的な工業地として、工業系の施設の土地利用の推進に向けた検討を図ります。

(3) 実現に向けた土地利用の整備・誘導方策

まちの将来像や土地利用の基本方針を実現していくために、都市計画区域においては、必要となる具体的な土地利用の整備・誘導方策を計画的かつ適切に進めていきます。

■暮らしやすさや都市の活力を高める計画的な市街地の整備

- ・将来の南丹市の人口は今後も減少していく見通しであり、世帯分離による宅地需要を考慮しても、将来の市街化区域人口は現行の市街化区域内に収容可能と試算されます。このため、住居系の市街化区域については、現在の規模を維持することを基本とします。
- ・八木駅西地区では、土地区画整理事業により、京都中部総合医療センターを核とした福祉・厚生施設等の土地利用を中心に、駅前広場周辺を店舗等立地可能な土地利用とし、多様な暮らし方のできる居住環境を整備します。
- ・国土レベルの交通利便性を活用した活力やにぎわいを担う国道9号の沿道における新市街地の整備は、暮らしやすさや都市の活力を高める重要な施策であり、園部市街地と吉富市街地の連携を図るためにも、計画的かつ適切な土地利用の推進に向けた検討を図ります。市街地の整備にあたっては、地区計画制度を活用するなど、適正な土地利用の誘導を図ります。

■立地適正化計画に基づく市街地のコンパクト化

- ・移住・定住促進、空き家対策などの居住誘導区域における居住誘導施策、公共施設の再編や公的不動産の有効活用などの都市機能誘導区域への誘導施設の誘導施策を検討し、居住者の利便性の向上を図るために必要な施設の立地の適正化、および市街地のコンパクト化を図ります。
- ・市街化区域内の居住誘導区域外のうち、住宅用地としての土地利用が行われている地区では、空き家等の適正管理・有効活用、公共交通サービスの維持による移動利便性の確保など、現在の居住環境、暮らしやすさの維持・保全を図ります。

■地域の特性を踏まえた用途地域の見直し

- ・今後のまちづくりにおいても、準工業地域などの建築活動を適正に誘導しにくい地域や土地利用方針が変更になった地域などを対象として、目指す地域の将来像の実現に向けて、用途地域や建蔽率・容積率の見直しを進め、良好な都市環境の確保に努めます。

■生産緑地地区制度による市街化区域内農地の保全

- ・市街化区域内の農地は、都市的土地利用への円滑な転換を図り、その有効利用を推進することが基本となりますが、都市の中の貴重な緑のオープンスペースとして機能し、災害時の避難場所となるなど、豊かで安全な都市生活の実現に貢献しているものもみられます。
- ・南丹市では、平成22年に市街化区域内の「保全すべき農地」について生産緑地地区の指定を行っており、今後とも緑地が本来持つ多面的な機能の維持を図るとともに、農業と調和した良好な都市環境の形成を図ります。

■空き家等の適正管理・活用促進

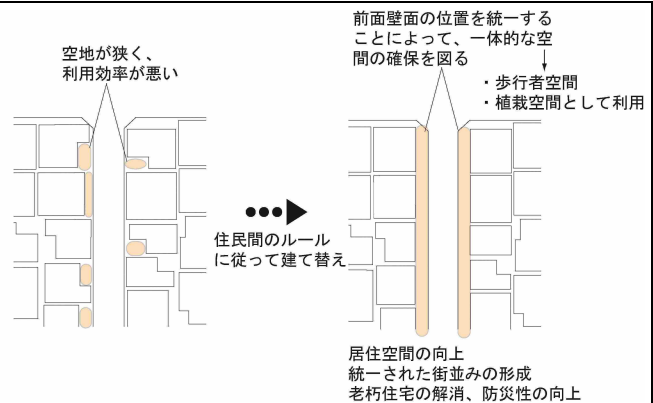
- ・策定予定の南丹市空家等対策計画にも即し、空き家等の対策に総合的かつ計画的に取り組みます。
- ・既存の住宅地や集落地において発生する空き家等は、地域によって適正に管理し、移住定住者の受け皿や身近な地域活動の拠点などとして、地域にふさわしい利活用を図ります。
- ・移住者が居住するために必要となる改修費など、空き家等の流動化を促進するための各種支援制度の充実を図ります。

■ 地区計画制度等を活用した市街化調整区域における土地利用の適正誘導

- ・ 今後とも、恵まれた自然環境を計画的に保全するため、市街化調整区域においては原則として開発や建築行為を規制します。
- ・ 一方、既存集落での地域活力の低下などの問題も懸念されるため、移住促進特別区域などでは、地区計画制度等を活用し、適正な土地利用の誘導、市外からの移住促進を図ります。
- ・ 市街化調整区域における地区計画制度の運用にあたっては、南丹市の市街化調整区域の実情に応じた運用基準や事業者等との役割分担などについて検討を行い、適正な運用に努めます。
- ・ 市街化区域編入を前提に、都市施設等が計画的に配置されるように検討したうえで、企業誘致等の即時性が求められるものについては地区計画の活用を検討します。

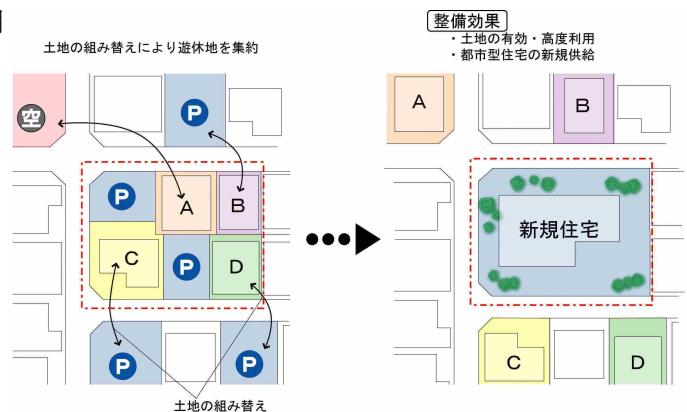
■ 密集市街地等における市街地整備

- ・ 道路整備が困難な沿道型の地区では、地域の実情に応じて、住宅の建て替えなどを契機とした市街地環境の改善を誘導します。
- ・ 建築物の壁面を前面道路から後退することにより、オープンスペースを設け、まちなみの統一を図るとともに、この空間を道路や歩行者空間、植栽空間などとして活用することなどを検討します。
- ・ 整備済み都市計画道路等の歩道等の既存のオープンスペースでは、新型インフルエンザウィルスやコロナウィルス等の感染症が社会全体に大きな影響を及ぼす状況下でも経済活動や市民生活が継続できるような歩行者空間として活用することも検討します。



■ 建築物の配置の誘導による市街地整備のイメージ

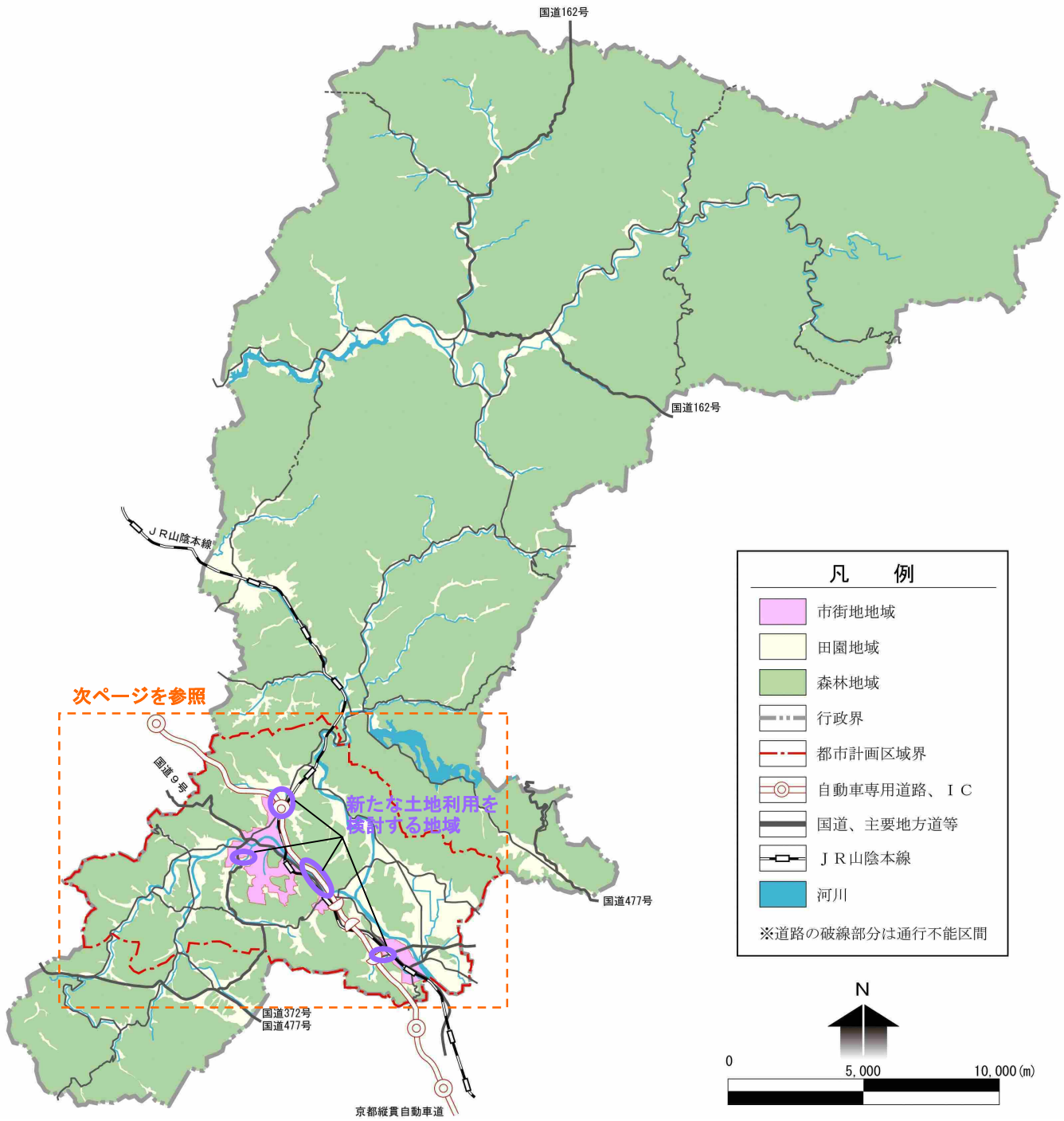
- ・ 空き家や空き地が増加している地区では、土地や建物の所有者の理解と協力のもとに、未利用地の移転・集約化や土地の組み換え・整序などにより、遊休地の集約化による土地の有効活用を図ることなどを検討していきます。



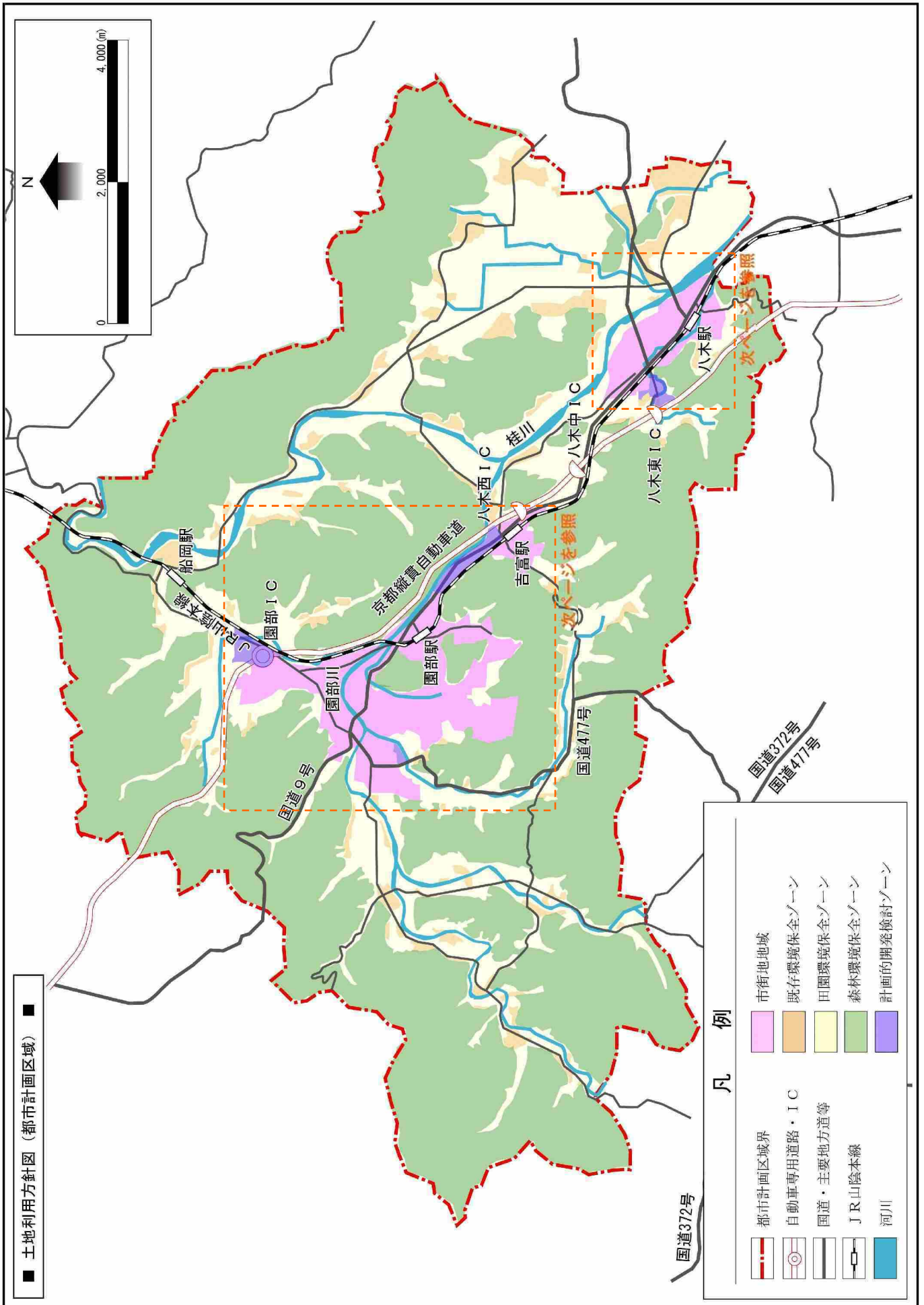
■ 遊休地の集約化による市街地整備のイメージ

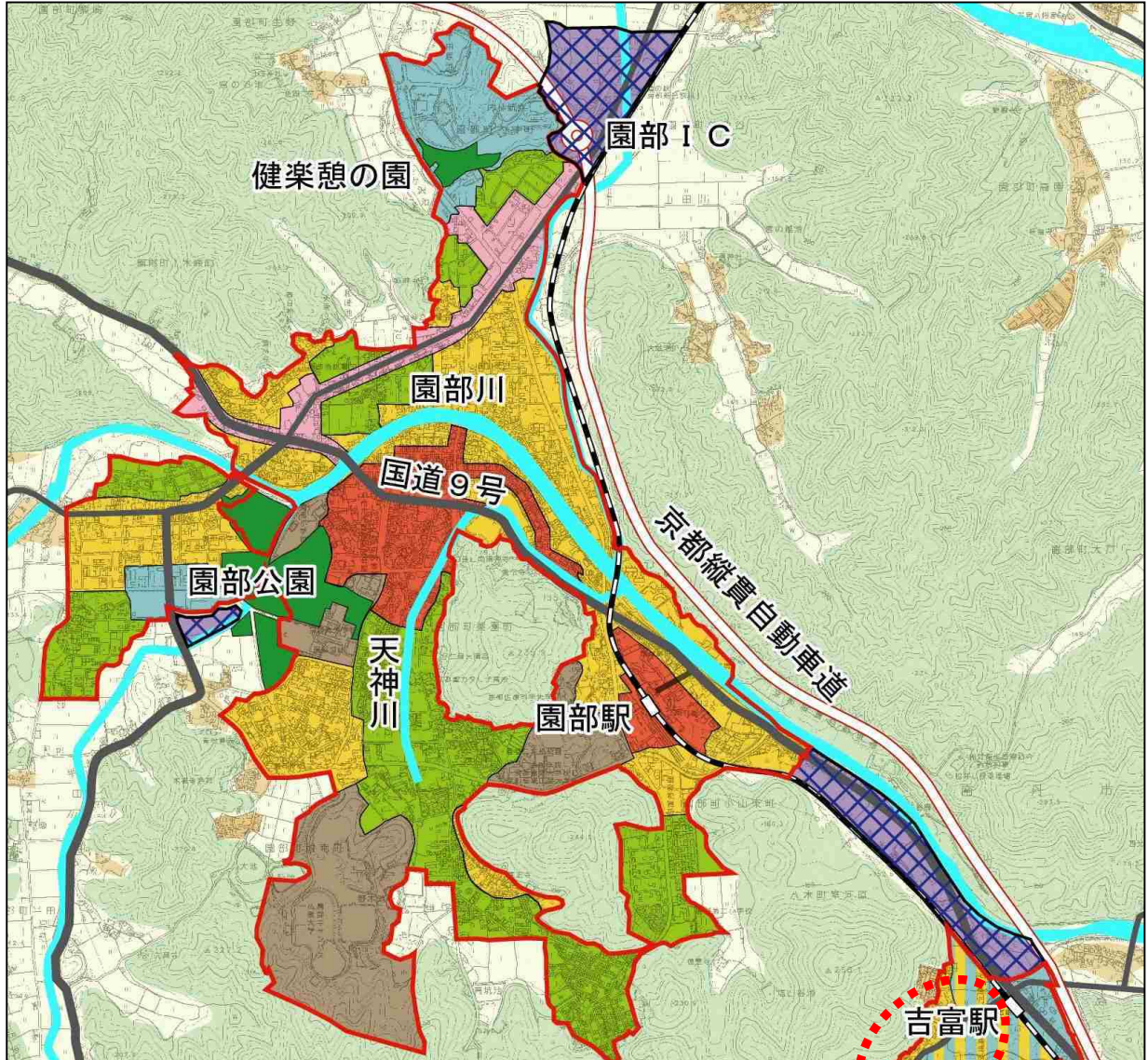
■ 市民が主役となった身近な生活環境の保全・改善に向けた取り組み

- ・ 市民の暮らしやすさを一層高めていくため、市民の身近な生活環境に対する主体的な意識や行動を育むとともに、都市計画提案制度や地区計画の申し出制度など、市民の取り組みを支える都市計画制度の活用促進に努めます。
- ・ 市民や地域の主体的な取り組みを基本としつつ、企業、まちづくり団体、行政など多様な主体が連携・協力し合いながら、にぎわいの創出、生活環境の保全・改善を実践します。



■ 土地利用方針図（南丹市全域） ■



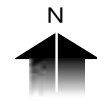


凡 例

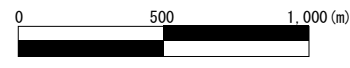
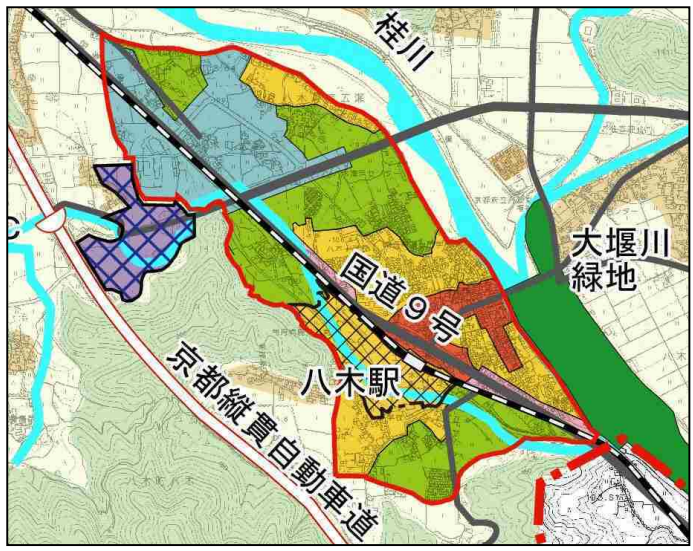
	都市計画区域界		専用居住ゾーン		既存環境保全ゾーン
	市街化区域		市街地居住ゾーン		田園環境保全ゾーン
	自動車専用道路・IC		沿道サービスゾーン		森林環境保全ゾーン
	国道・主要地方道等		都市サービスゾーン		計画的開発検討ゾーン
	JR山陰本線		学術・文化交流ゾーン		大規模公園(近隣公園以上)
	河川(由良川、桂川など)		産業振興ゾーン		土地区画整理事業施行中
					土地区画整理事業候補地区



市街地居住ゾーンと産業振興ゾーンの混在地域



■ 土地利用方針図(市街地部) ■



2. 交通体系の整備の方針

(1) 交通体系整備の基本方針

南丹市における今後の交通体系整備に関する基本方針を以下のように設定し、市民や企業、行政の各主体が協力・連携しながら計画的かつ適切に進めていきます。

① 拠点を結び発展を支える道路ネットワークの整備

南丹市は、南北に長く広がる広大な市域を有し、市街地や地域固有の拠点が点在していることから、これらの市街地及び拠点が連携して相乗効果が生まれるように、都市全体の道路ネットワークの構築を図ります。

それぞれの道路が有する機能・役割を踏まえた道路ネットワークの形成、計画的な整備を推進します。

② 公共交通を利用しやすい、ウォークブル推進都市への転換

鉄道やバスなどの公共交通が利用しやすい環境や、歩くことが楽しい道路空間の整備等により、地球環境と地域社会の持続性を高めるライフスタイルへの転換を促すような交通体系の実現を目指します。

J R山陰本線の園部以北の複線化、駅周辺の整備による鉄道の利便性の向上や、バス路線やダイヤの見直しなどにより、公共交通サービスの維持・向上に取り組むとともに、公共交通の利便性の高いエリアへの居住や都市機能の誘導により、自家用車に過度に依存しない、公共交通の利用しやすいまちへの転換を図ります。

また、多くの人が居住し、多様な都市機能が立地する市街地内においては、安全で快適な歩行空間の整備によりこれらの都市機能をネットワーク化し、快適に歩いて暮らせる生活圏の形成を目指します。

③ 市民と行政の協働による地域の特色を活かした道路整備

近年、行政主導のまちづくりから市民と行政の協働によるまちづくりへの転換が求められているため、道路についても、計画、整備、活用の各段階における、市民と行政の協働、連携のための仕組みづくりを進め、市民の目線に立った道路整備を推進します。

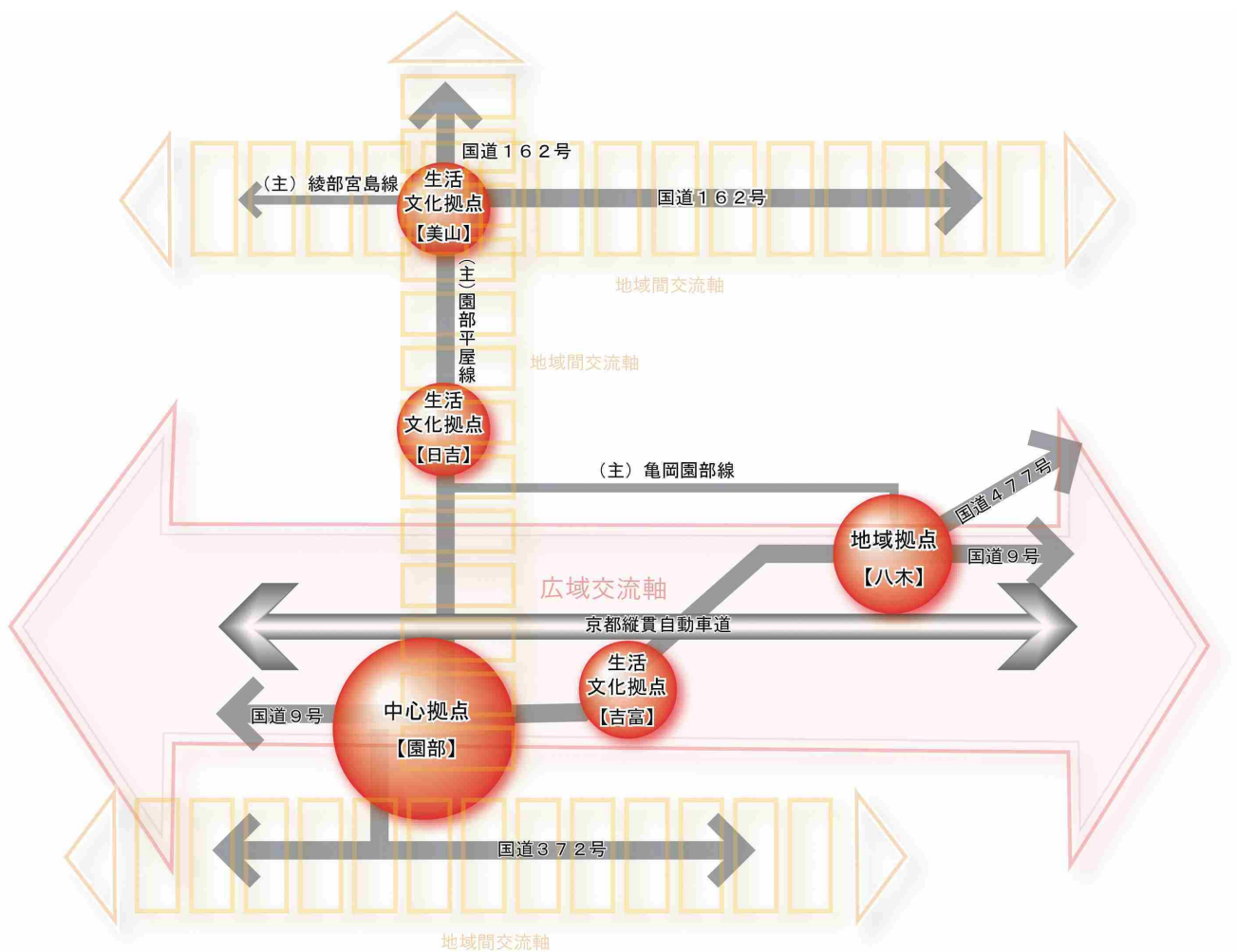
道路の整備にあたっては、沿道地域の特性を踏まえ、安全性・円滑性の確保やまちなみ景観との調和などにも配慮した効果的な整備手法を採用し、効率的に道路づくりを進めます。

(2) 道路ネットワーク整備の基本方針

① 道路ネットワーク整備の基本的な考え方

南丹市の道路網は、東西に国土形成の一端を担う広域幹線道路が横断し、南北に南丹市の地域間や周辺市町と連絡する幹線道路が縦断する形となっており、国道9号の一部などでは、市街地の交差点や沿道の土地利用の状況などによって混雑がみられます。

このため南丹市においては、国土形成の一端を担う広域幹線道路の機能強化を促進するとともに、南丹市の地域間や周辺都市との連携を高める幹線道路の計画的な整備を図ります。また、市民の日常利便性を高めるため、広域幹線道路や幹線道路との役割分担を踏まえた補助幹線道路の計画的な整備を推進します。



■ 道路ネットワーク整備の基本的な考え方 ■

② 道路ネットワークの整備方針

■ 広域幹線道路

高規格道路や国道などにより、国土形成の一端を担う広域的な交流を支える広域幹線道路網の形成を図ります。

高規格道路である京都縦貫自動車道は、京都市方面と丹後方面を連絡する幹線道路としての役割を担うとともに、名神高速道路、舞鶴若狭自動車道等との接続によってより広域的なネットワークを構築しました。南丹市の地域活性化や企業立地にも大きく寄与するため、都市計画決定済みの暫定2車線供用区間の早期4車線化を目指し、関係機関に整備の促進を働きかけていきます。

また、市内を通過する国道は、広域的な交通を処理し、都市の主軸を形成する広域的な幹線道路として位置づけ、未整備区間の整備促進などにより、京都市をはじめとする周辺都市との連携強化を図ります。

国道 9号：観音峠などの円滑な通行の確保や市街地などの一部区間の混雑に対応するため、適切な整備水準の確保を促進します。

国道 162号：九鬼ヶ坂峠付近などの改良などにより、安全性・快適性の向上を促進します。

国道 372号：南八田道路の整備により、自動車交通の円滑性、安全性の向上が図られています。

国道 477号：西田大藪道路の整備により、京都縦貫自動車道へのアクセス改善、自動車交通の円滑性、安全性の向上が図られています。

■ 幹線道路

南丹市内の府道および主要な都市計画道路により、広域幹線道路を補完するとともに、隣接する自治体との連携を支える幹線道路網の形成を図ります。また、それぞれの道路の特性に応じた沿道土地利用の誘導、安心・安全に利用できる緑豊かな歩行空間の確保などにより、快適な道路環境の実現を目指します。

南丹市と周辺都市を連絡する府道及び南丹市の地域間を連絡する府道を、幹線道路として位置づけ、整備が必要とされる区間については、関係機関に整備を働きかけ、地域間の連携強化を図ります。

また、市街地内の拠点間を連絡する都市計画道路及び市街地内の交通を円滑に処理するための主要な都市計画道路についても、幹線道路として位置づけ、未整備区間の計画的な整備を推進します。

なお、広域農道のうち、幹線道路としての機能も果たせる道路については活用を図ります。

■ 補助幹線道路

幹線道路以外の都市計画道路は、補助幹線道路として、幹線道路を補完するとともに、それぞれの市街地や市内に点在する主要な施設などをつなぐ道路として位置づけ、既存道路の拡充・改善や新たな道路整備を計画的に推進します。

③ 地域の実情に応じた効果的な道路整備

■地域の特性に配慮した道路整備

既存の市街地の一部や集落では狭い道路が残され、また、生活道路への通過交通の流入もみられるため、地域の実情に応じて、身近な生活道路における交通の安全性の確保、緊急時・災害時における緊急車両の円滑な通行、火災時の延焼防止などに寄与するとともに、地域住民の居住環境の向上に資する道路整備を進めます。

また、都市計画道路網の未整備路線のうち、地域住民の日常生活の利便性を高める道路など、整備の必要性が高い路線については、土地利用計画との調整を図りながら計画的に整備を進めます。

■都市計画道路網の見直し

市街地における円滑な交通の処理や計画的な市街化などを図るため、南丹市では都市計画道路を決定し、順次整備を進めています。(令和2年現在 20 路線、総延長約 37km)

都市計画道路については、家屋が密集するなどの要因から長期間にわたり未着手となっている区間や、代替として機能する道路が整備された区間、都市計画決定当初に予定していた道路の機能や役割が変化している路線を対象として随時見直しを進めており、平成 25 年には、起終点の変更に伴う路線の新設・廃止、実現性・必要性の低い路線の廃止を行っています。

今後も、京都府都市計画道路網見直し指針に基づいて、「都市の骨格形成に必要か」、「交通機能として必要か」、「空間機能として必要か」、「計画実現上の課題はないか」という視点から評価を行い、必要に応じて都市計画道路網の見直しを行います。都市計画道路網の見直しは、今後の社会経済状況の変化を踏まえて、概ね 5～10 年毎に継続的に取り組みます。

また、都市計画道路網の見直しに併せて、南丹市としての道路種別の妥当性についても検討を行います。

④ 道路ネットワークを形成する南丹市の道路一覧

■ 南丹市内道路一覧 ■

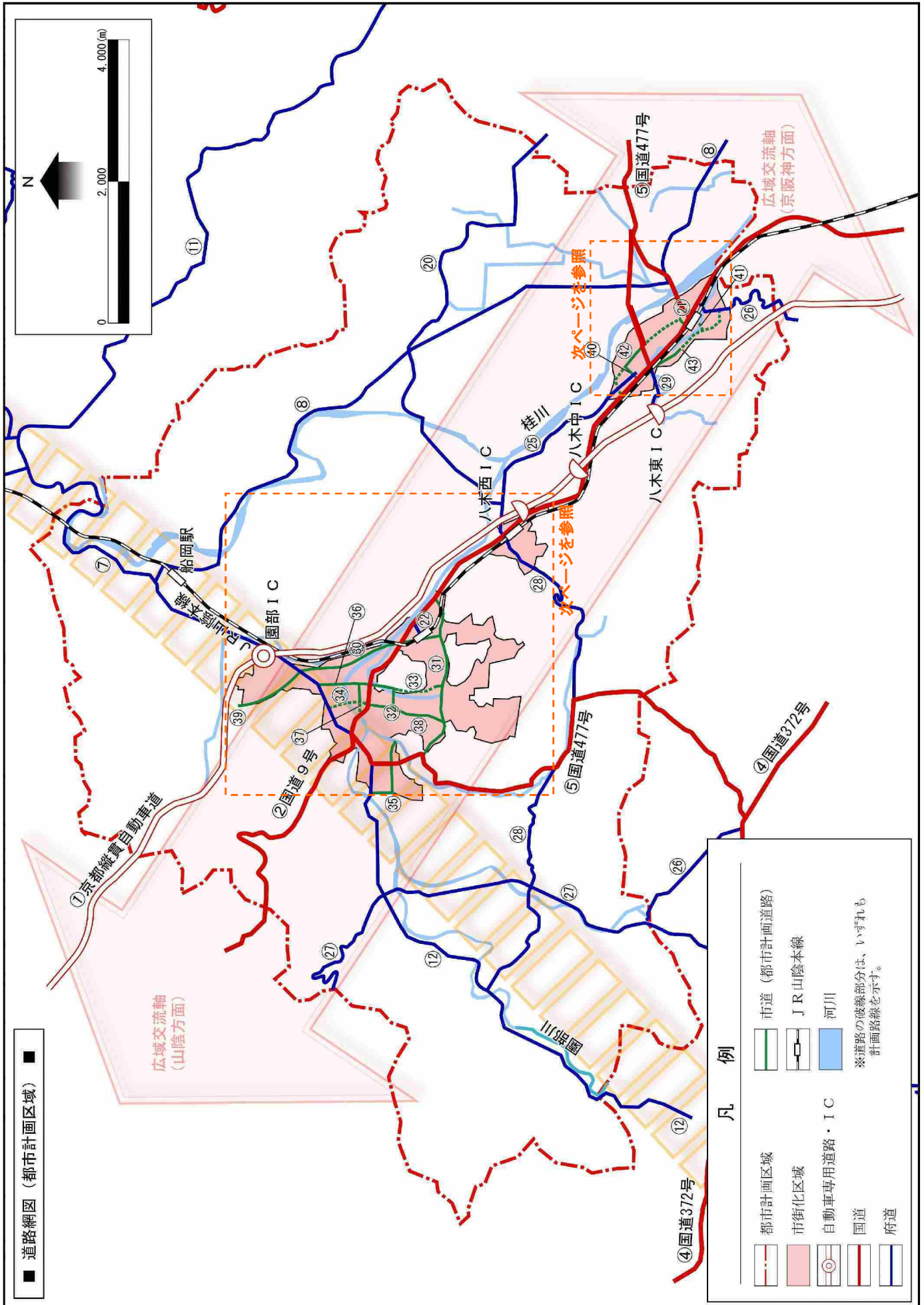
●国道	
①京都縦貫自動車道（国道478号） （1・4・1 京都丹波線）	③国道162号
②国道9号（3・4・2 新国道線）	④国道372号
	⑤国道477号（3・4・18 横田小山東町線）
●府道	
⑥（主）綾部宮島線	⑱（一）八原田上弓削線
⑦（主）園部平屋線（3・4・16 河原町内林線）	⑲（一）佐々里井戸線
⑧（主）亀岡園部線	⑳（一）郷ノ口室河原線
⑨（主）綾部美山線	㉑（一）八木停車場線
⑩（主）京都広河原美山線	㉒（一）園部停車場線
⑪（主）京都日吉美山線	㉓（一）佐々江京北線
⑫（主）園部能勢線（3・5・19 河原町横田線）	㉔（一）富田胡麻停車場線
⑬（主）佐々江下中線	㉕（一）吉富八木線
⑭（主）日吉京丹波線	㉖（一）長谷八木線
⑮（一）宮ノ辻神吉線	㉗（一）大河内口八田線
⑯（一）中地日吉線	㉘（一）竹井室河原線
⑰（一）和泉宮脇線	㉙（一）八木東インター線 （3・5・301 北広瀬八木島線）
●市道（都市計画道路）	
⑳ 3・4・17 内林小山東町線	㉚ 7・7・205 上本町線
㉑ 3・4・18 横田小山東町線	㉛ 3・5・206 上本町佛大線
㉒ 3・4・20 内環状線	㉜ 3・5・207 京都光悦線
㉓ 3・4・21 美園栄町線	㉝ 3・4・15 大藪線
㉔ 3・4・22 上木崎本町線	㉞ 3・4・302 八木駅西口駅前線
㉕ 3・5・203 横田園部公園線	㉟ 3・4・303 八木大藪線
㉖ 3・5・204 木崎本町線	㊱ 3・4・304 八木西線

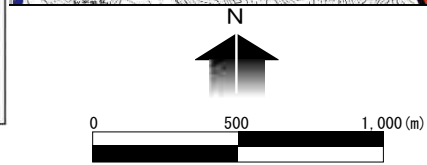
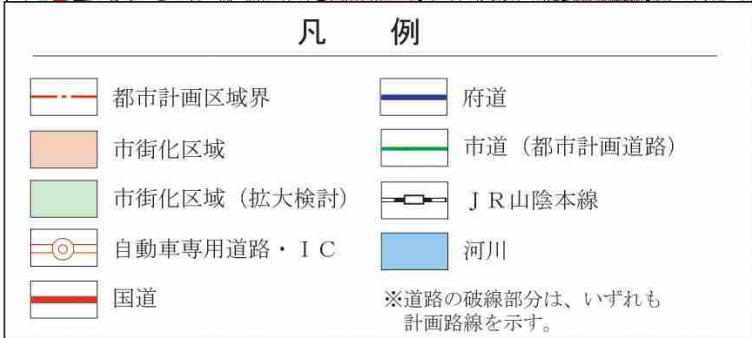
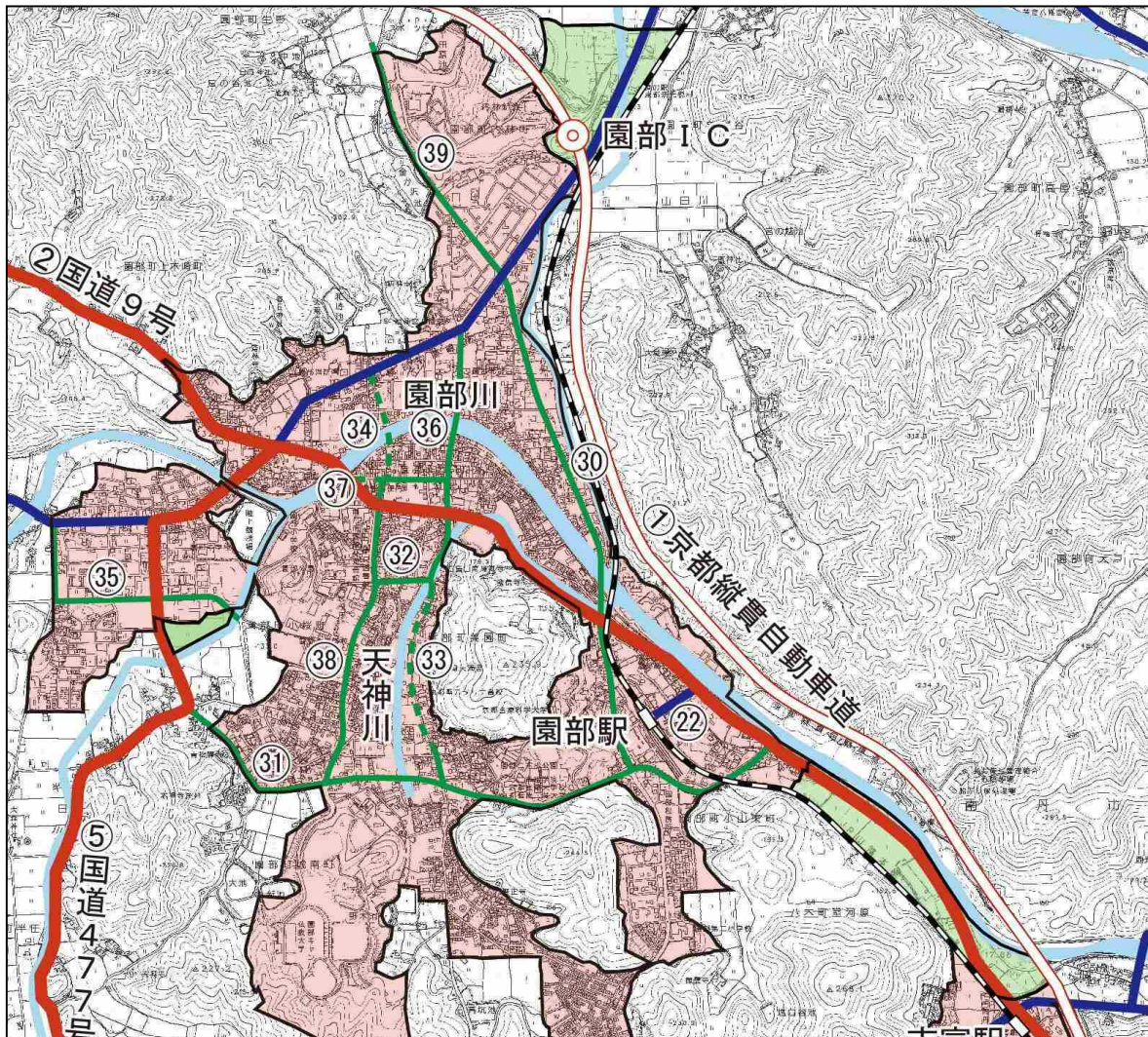
（主要地方道は（主）、一般府道は（一）と表記。）

国道、府道の（ ）は都市計画道路名

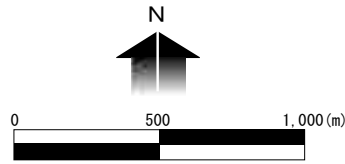
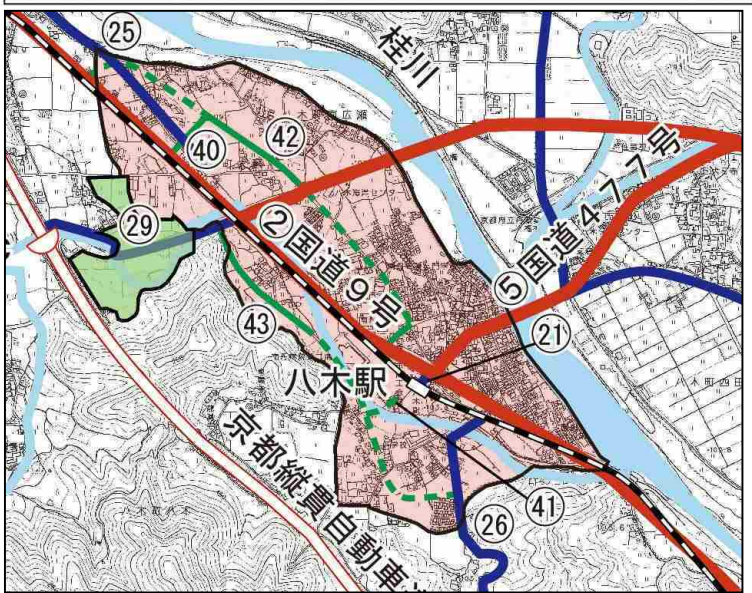


■ 道路網図（南丹市全域） ■





■ 道路網図（市街地部） ■



(3) 公共交通の利用促進

① JR山陰本線の利用促進に向けた取り組みの推進

広域的な繋がりを強化するとともに、環境負荷の少ないまちづくりを目指して、今後とも京都府や周辺都市及び「山陰本線京都中部複線化促進協議会」などと連携し、JR山陰本線の完全複線化（園部以北）整備を働きかけていきます。

公共交通ターミナルのバリアフリー化などによる利便性の向上、機能強化を図るため、八木駅、吉富駅などの駅周辺整備を進めます。

園部駅については、東口広場の整備や京都府による府道整備が完了しました。

八木駅周辺については、八木駅西土地区画整理事業により、京都中部総合医療センターを核とした福祉・厚生施設等の土地利用を中心に、駅前広場周辺を店舗等立地可能な土地利用とし、多様な暮らし方のできる居住環境を整備します。また、駅へのアクセス及び駅の利便性向上を図るため、都市計画道路八木西線の整備を進め、環状型バス路線の検討も行います。更に、八木駅東西市街地の連携性を高め「暮らしの拠点となる地域整備」を目的に、八木駅自由通路線を整備しています。

園部駅以北の駅についても、エレベーターの設置やバリアフリー化などによる駅施設の利便性向上、駅周辺の交通結節機能強化を検討していきます。

通勤や観光など多様な利用目的を持つ利用者の利便性を高めるため、駅へのアクセスの向上、駅周辺における駐車場や駐輪場の確保を図るとともに、運行ダイヤの見直しによる駅での待ち時間の短縮化、鉄道とバスの接続の向上などについて交通事業者とも連携しながら、鉄道を利用しやすい都市環境の整備を図ります。

また、公共交通の利用促進に向けた市民への意識啓発を継続的に取り組むとともに、地域の観光資源やイベントとの連携などの実践を促します。

② バスの利用促進に向けた取り組みの推進

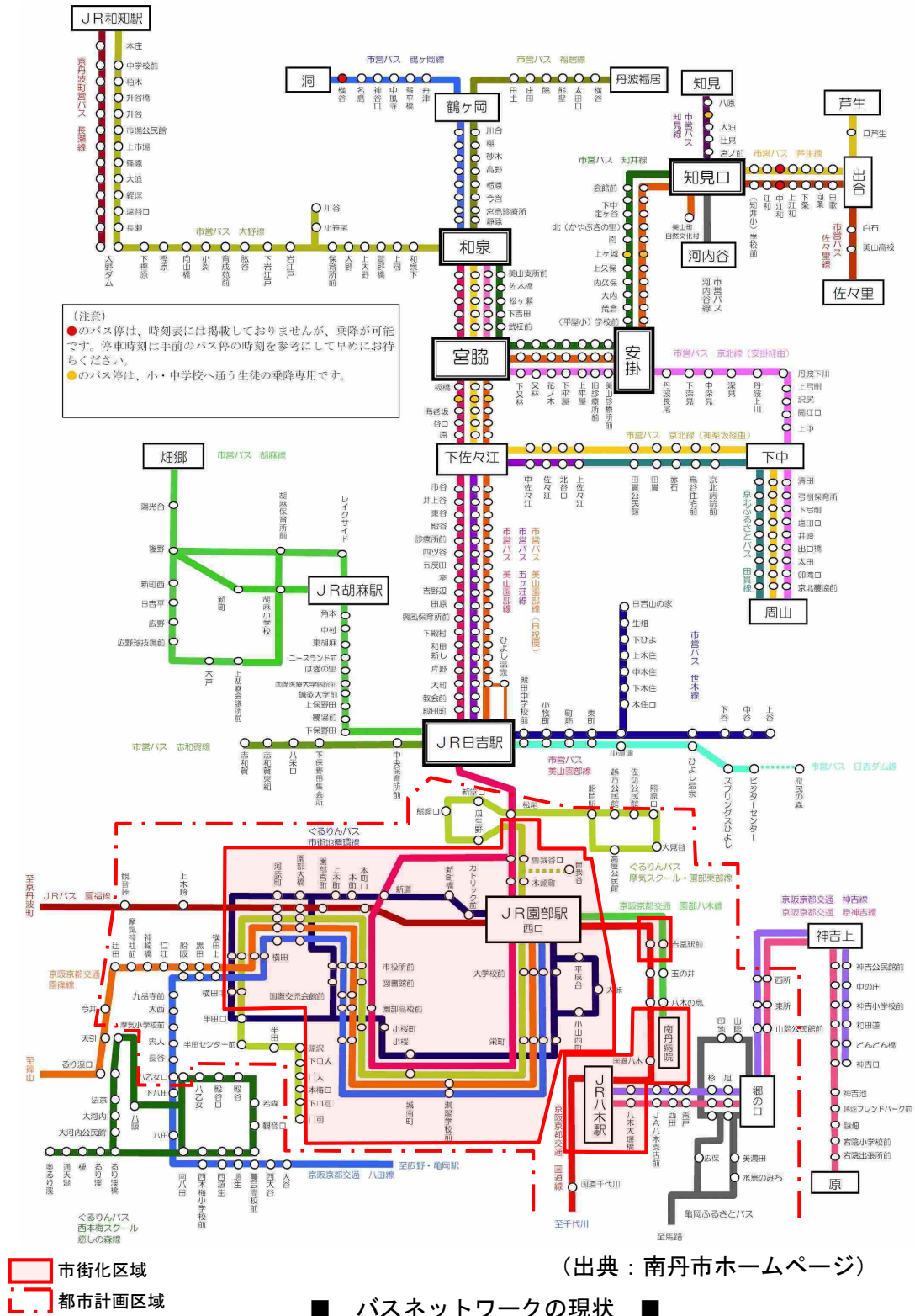
これまでのまちづくりの経緯や市街地が分散する南丹市の地域特性を踏まえると、子どもや高齢者、障がいのある人などの日常生活に不可欠な交通手段となっているバスネットワークを維持することは大変重要です。

各生活圏における身近なバスサービスや、市内に点在する拠点施設へのアクセスの確保などによりバスの利便性の向上、利用促進を図ります。

運行ルートについては、バス利用者の意識調査などにより常に利用者のニーズの把握に努めた上で、南丹市地域公共交通会議において随時見直しを図ります。

バスシステムの利便性を高めるとともに、通勤通学における利用促進やノーマイカーデーの機会を通じて積極的にバスの利用促進を図ります。

また、誰もが乗り降りしやすいノンステップバスの導入などに努めます。



③ 多様な公共交通システムの整備

多くの集落が広大な市域に点在し、多くの集落で過疎化、高齢化が進むと見込まれる南丹市にとって有効な移動支援方法や交通システムのあり方を検討し、必要に応じて導入を図っていきます。また、小型車両の導入やオンデマンドシステムによる移送、民間委託なども検討します。

障がい者や高齢者など、移動困難な方が安心して外出し社会参加できるよう、市が実施する外出支援サービスの充実を図ります。また、NPOなどによる福祉運送活動を支援します。

(4) 歩行者・自転車ネットワークづくり

① 安全で安心して利用できる人と環境にやさしい道づくり

将来に負荷を与えない環境にやさしいまちづくりに向けて、暮らしやすい生活環境や市民の健康づくりへの効果に配慮し、歩行者・自転車ネットワークづくりを進めます。

歩行者・自転車空間は、段差や電柱などの障害がなく、ゆとりのある空間とするなど、子どもや高齢者、障がいのある人などを含めた全ての人が安心して利用できる人にやさしい道づくりを進めます。

また、感染症の蔓延防止策や健康増進を目的に、自転車による通勤・通学がしやすい道づくりも検討します。

② 地域資源を結ぶ歩行者・自転車ネットワークづくり

四季折々の美しい景観を楽しめ、都市緑地としての整備が進められている桂川の河川敷を中心とした歩行者・自転車ネットワークづくりに取り組みます。

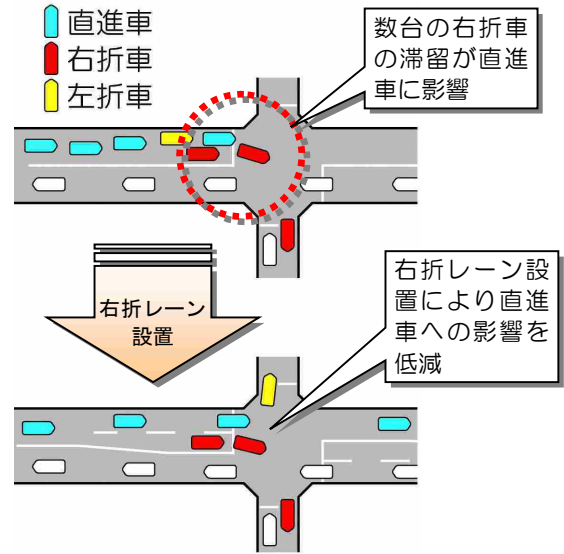
大野ダム周辺を周遊する大野対岸道路や、城山自然遊歩道など、既存施設の活用を図るとともに、地域の魅力的な資源を巡ることができる歩行者・自転車のネットワークの強化を図ります。

また、必要に応じて誘導サインやサイクリング環境の整備も検討します。歩行者空間についても、市民やNPO、民間事業者等とともにウォークアブルシティの取り組みも検討し、魅力的な空間の実現に努めます。

(5) 地域特性を踏まえた道路空間づくり

① 地域の実情に応じた効果的な道路づくり

交通混雑の解消や安全性の確保に向け、交差点における右折レーンの設置、歩道の充実、集落内の通過交通の規制など、地域の実情に応じた効果的な施策展開による課題の早期解消に取り組めます。



■ 右折レーン設置による混雑解消のイメージ ■

② 地域の特性に合わせた個性的な道路づくり

市役所や各支所へのアクセス道路や、園部駅や八木駅などの主要駅周辺の道路は、地域への誇りや愛着を育むまちづくり資源として、市民の意識を醸成しながら、沿道の住民、企業、行政が連携した道路空間の整備、維持管理に取り組めます。

日本風景街道に指定された「美山かやぶき由良街道」や「西の鯖街道」は、良好な景観やその歴史的背景を活かした道路空間の整備、維持管理を促進します。

市民が日常的に利用する道路は、市民の主体的な緑化活動や景観づくり、アイデアを持ち寄って道路の愛称決定を行うなど、地域の特性を活かした個性ある魅力的な道路空間としての活用を促します。

③ 地域住民の参画による効率的な道路づくり

道路整備の計画・構想段階から市民意向の把握に努め、市民との協力体制による事業の円滑化・工期の短縮に取り組めます。

市街地や集落地域の狭あい道路は、交通上の安全性の確保、緊急時・災害時における緊急車両の円滑な通行、火災時の延焼防止や地震時の倒壊防止などに配慮し、道路沿いの建物の建替え時に、セットバックにより拡幅に必要な用地を生み出すなど、官民の協働で生活環境を高めていきます。

集落内への通過交通の流入が著しく、安全確保の観点から交通規制の実施が望ましい集落では、周辺の道路環境の改善とあわせ、交通規制などのソフト施策実施に向けて、地元主体の合意形成活動等を支援し、地域と連携して生活環境の改善に取り組めます。

3. 公園・緑地の整備の方針

(1) 公園・緑地整備の基本方針

南丹市における今後の公園・緑地の整備に関する基本方針を以下のように設定し、南丹市の特性と水や緑が有する多面的な機能を踏まえ、適切な公園・緑地の配置と質の高い整備に取り組みます。

① まちの骨格となる緑をまもり、活かす

環境保全や景観形成などの多様な機能を有し、まちの骨格となる山並みの緑を保全します。

まちの骨格となる水辺軸を形成し、まちに潤いを与える主要な河川を保全します。

市街地を取り囲む田園、平地に点在する独立丘陵地などの緑を保全します。

生物多様性に配慮しつつ、良好な自然環境を活かした、個性豊かな水と緑の拠点づくりを進めます。

② 市民とともに緑を育てる

市民が主体となった緑豊かなまちづくりを進めるため、緑に対する知識の普及や意識啓発を図るとともに、様々な面から支援に努めます。

公園の草刈や樹木の剪定、落ち葉の清掃など、市民との協働により緑を美しく維持管理します。

市街地及び集落内に点在する社寺林や史跡などは、優れた自然や歴史的風土を保全する上で重要であるため、地域のランドマークとなる緑として保全・育成を図ります。

生産緑地地区については、市街化区域内の身近な緑地としての機能が維持され、農業と調和した良好な都市環境が形成されるように適正な保全を図ります。

③ 身近な緑の空間を整え、適正に管理する

利用圏域等を考慮しながら、レクリエーションの場、防災拠点、さらには感染症の流行する中においても健康づくりや交流を行える場となる身近な公園・緑地の適正な配置と、既存の公園・緑地においても先述の機能の向上と適正管理に取り組みます。

多くの人が集まる公共的施設では、生態系や生物多様性に配慮しつつ、都市緑化の先導役として積極的に緑化を推進します。

住宅地や商業地・工業地の特性に応じた緑化を推進します。

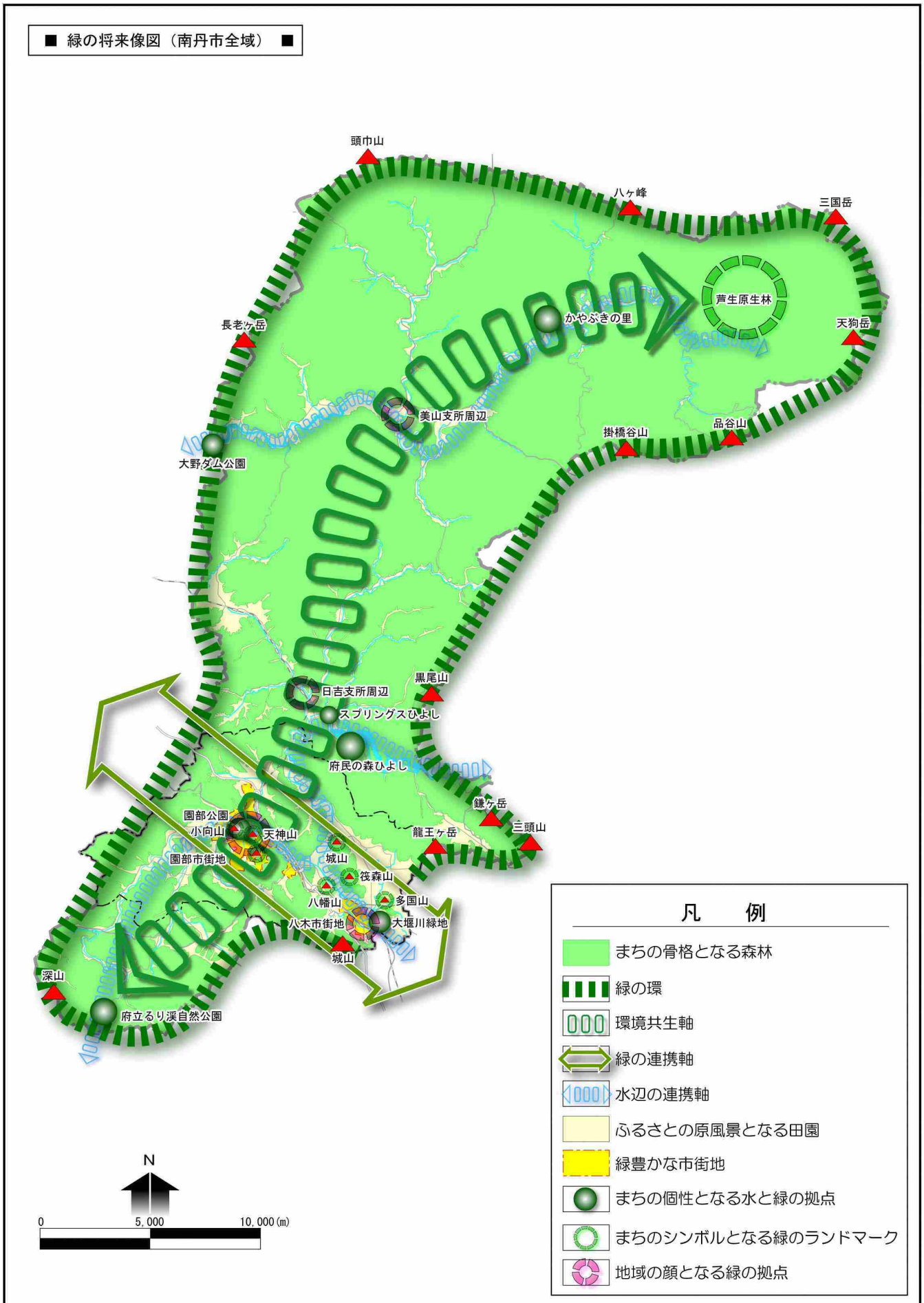
④ 広がりのある緑をつなぐ

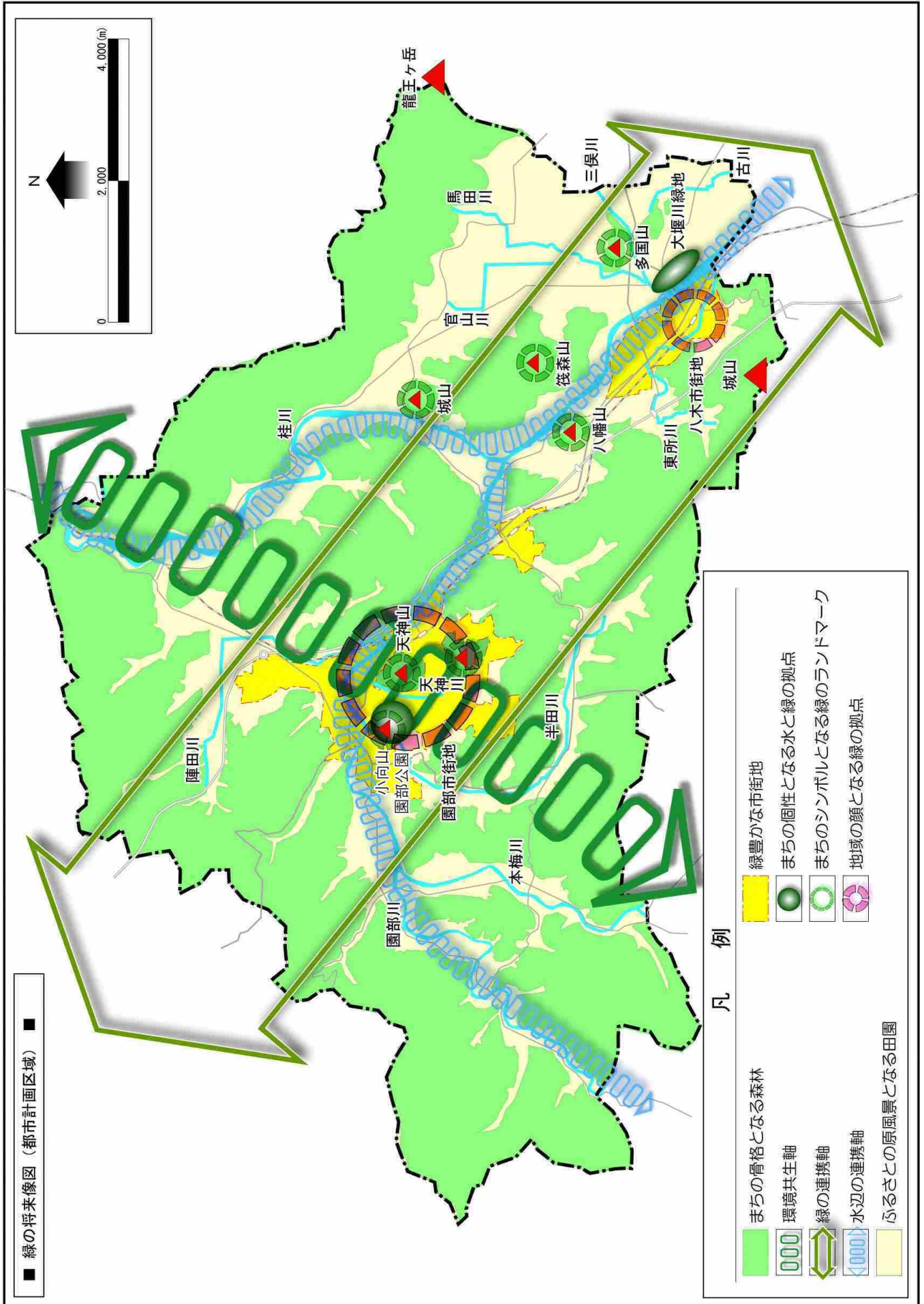
道路や歩行者空間、貴重な動植物の生息・生育域でもある河川や水路・ため池などの水辺空間を活用し、公園・緑地や公共的施設等を相互に結びつける全市的な水と緑のネットワークづくりを進めます。

地域の自然的・社会的状況を踏まえつつ、優れた自然条件や生態系を有する場所を生物多様性の拠点として位置づけ、野生生物の移動・分散を可能とするため、拠点間を相互に連結させる生態系ネットワークの形成を推進します。

(2) 南丹市が目指す緑の将来像

まちの骨格となる森林	<ul style="list-style-type: none"> 南丹市域の88%を占める山々は、南丹市の緑の骨格を形成し、地球温暖化の抑制や水源涵養、土砂災害の防止、動植物の生態系の保全、四季折々の自然景観の演出などの機能を有する緑地として、森林組合や山林保有者などと連携して、適切な維持管理・保全に努めます。
緑の環	<ul style="list-style-type: none"> 三頭山～三国岳～八ヶ峰～頭巾山～長老ヶ岳～深山～城山にかけて連なり、市域を取り囲む山々の稜線は、まちの骨格を構成し、背景となる緑として位置づけ、適切に保全します。
環境共生軸	<ul style="list-style-type: none"> 芦生原生林から府立るり溪自然公園までの拠点を結ぶ軸を環境共生軸として位置づけ、市街地地域と田園、森林地域の連携・循環を支える骨格軸として、自然環境と調和した緑の環境づくりを進めます。
緑の連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 南丹市内の点在する市街地を結び、広域的には京都市街地方面と舞鶴方面を連絡する緑の連携軸を位置づけ、市街地間の緑のネットワークの形成、広域的な幹線軸としての修景を進めます。
水辺の連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 桂川～日吉ダム、由良川、及び園部川などの市街地を流れる主な河川を水辺の連携軸として位置づけ、骨格となる水辺景観軸、まちに清新さを与える環境軸として、河川環境の保全・改善に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーション活動の場として積極的な活用を図ります。
ふるさとの原風景となる田園	<ul style="list-style-type: none"> 市街地を取り囲む田園は、計画的な土地利用に基づいて宅地開発を極力抑制し、農業生産の場として、また良好な景観要素として保全します。 既存集落に点在する神社・寺院の境内林や民家の屋敷内の樹木などを身近な緑として保全するとともに、周辺環境との調和に配慮し、積極的な緑の創出を誘導します。
緑豊かな市街地	<ul style="list-style-type: none"> 身近な憩いの場や災害時の避難地ともなる公園緑地を適正に配置するとともに、河川や用水路を活用した親水空間の整備、生産緑地地区や神社・寺院の境内林の保全、住宅地や商業地・工業地の緑化などを総合的に推進し、花や緑で彩られた美しい市街地を形成します。
まちの個性となる水と緑の拠点	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かなまちを印象づけるとともに、市民や訪れる人のレクリエーション活動、癒しや憩いの場として主要な公園・緑地を位置づけ、生態系や生物多様性に配慮しながら、整備・充実を図ります。
まちのシンボルとなる緑のランドマーク	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に隣接する天神山、小向山、筏森山、城山などの独立丘陵地は、人と自然の共存の場、緑のランドマークとして適切に保全するとともに、身近に自然とふれあえる貴重な緑地空間としての活用を図ります。
地域の顔となる緑の拠点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の「顔」となる主要駅周辺や園部、八木の市街地の中心部では、まちかどや空き地などを利用した緑の小空間の創出、道路空間や公共・民間施設などの緑化を推進します。





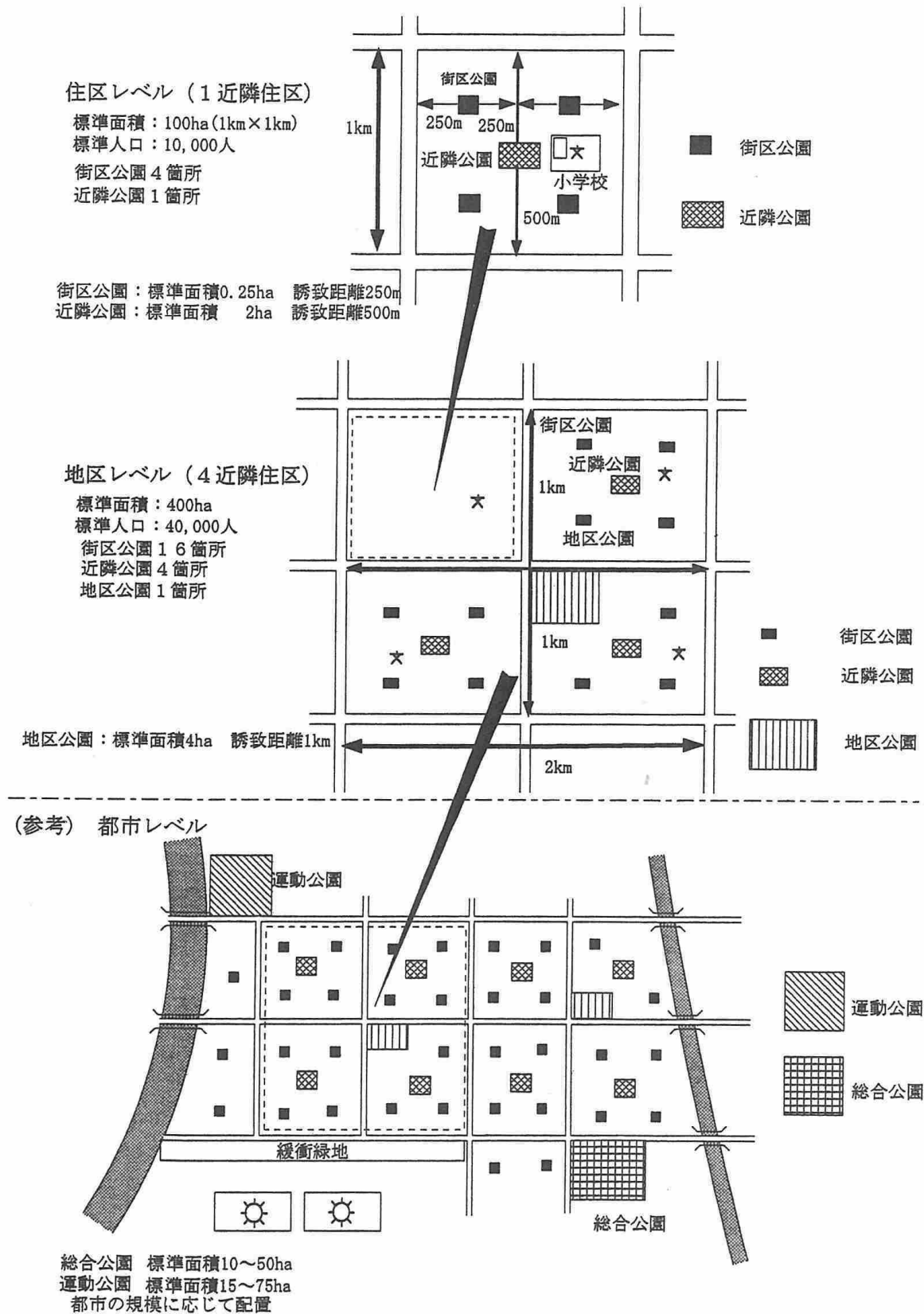
(3) 公園・緑地の配置方針

■都市公園の種類と内容（網掛けは南丹市で整備予定のある都市公園）

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位

出典：国土交通省ホームページ



■都市公園等の基本的な配置の考え方 (配置パターン図)

出典：緑の基本計画ハンドブック 2001 版 (国土交通省資料)

① 都市公園

■ 住区基幹公園

市民にとって最も身近な公園であり、主として市街地内において、宅地化の状況や将来の土地利用計画、公園の誘致距離などを勘案しながら適正に配置を行い、整備を進めます。

公園の新設、既存の公園の再整備にあたっては、動植物の生息・生育環境に配慮するなど、生態系や生物多様性の保全に努めます。

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
街区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に生活する地域住民の身近な憩いの場となるよう、将来の土地利用計画をもとに、誘致圏、国道9号やJR山陰本線などの分断要素を考慮して適切に配置します。 ・土地区画整理事業を施行中の八木駅西地区、検討中の吉富駅西地区において、面整備に併せて計画的に街区公園の確保を図ります。 ・今後行われる市街地開発や宅地開発などにおいても、利用者のニーズに応じた街区公園を適正に配置します。 ・既設の公園のうち、遊具や施設の老朽化、利用者のニーズに合わないなど、改善を要するものについては、マネジメント計画に基づいた計画的な再整備と適正管理に努めます。
近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に生活する地域住民の憩いの場となる公園として、また、防災機能や身近なレクリエーション機能を備えた公園として、適切に配置します。 ・健康憩いの園は、今後とも適切な維持管理に努めるとともに、地域住民や京都新光悦村を訪れる人の憩いの場として、周辺の良い自然環境と調和した公園としての機能充実のあり方を検討します。 ・文覚ふれあい公園は、地域住民のふれあいの場として、今後とも適切な維持管理に努めます。 ・市街地が分散しており、園部市街地においては総合公園である園部公園、八木市街地においては都市緑地である大堰川緑地が近隣公園的な役割を果たしていることから、新たな近隣公園の配置は行わず、既存の近隣公園の機能の充実を図ります。ただし、有効な土地利用が一団に行われていない地区などにおいて、今後の宅地開発の状況等を勘案しながら、必要に応じて適切な配置を検討します。
地区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する市民のニーズを踏まえつつ、地域における中心的なレクリエーション活動の場として適切に配置します。 ・西地区コミュニティ公園は、地域住民のレクリエーション活動の場として、今後とも適切な維持管理に努めます。 ・市街地が分散しており、園部市街地においては総合公園である園部公園、八木市街地においては都市緑地である大堰川緑地が地区公園的な役割を果たしていることから、新たな地区公園の配置は行わず、既存の西地区コミュニティ公園の機能の充実を図ります。

■都市基幹公園

総合的なレクリエーション活動の場として市民全体の利用を対象としますが、周辺都市の住民の利用にも対応した広域的な公園として配置します。

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
総合公園	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市らしさの感じられる緑豊かな自然環境のもとで、市民の休息、鑑賞、遊戯、運動など総合的なレクリエーション活動の中心となる公園として、広域的な利用も考慮して適切に配置します。 ・園部公園は、今後とも適切な維持管理に努めるとともに、市民が集うより魅力ある公園、より利用しやすい公園として、現在の利用状況や市民のニーズなどを踏まえ、既存ストックの活用を含め、新たな機能の追加・充実を図ります。

■緑地（都市緑地）

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
都市緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・骨格的な水辺軸である桂川（大堰川）沿いにおいて優れた都市環境の形成を図るための緑地を配置します。 ・大堰川緑地は、八木市街地における都市基幹公園の機能を補完する緑地として、また、桂川（大堰川）の水辺空間と一体となった潤いのある緑地として整備を推進します。

② 公共施設緑地

■都市公園に準じる機能をもつ施設

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
地域の公園・広場	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、市民の身近な憩いや遊びの場となる街区公園の機能を補完する緑地として、開発行為などにより整備された地域の公園・広場を適切に配置します。 ・市街地における低未利用地を活用して行われる民間の宅地開発に対しては、可能な限り緑地面積を広く確保するよう誘導します。 ・小規模な開発による狭小な公園・広場については、近接する施設の統合・再整備や、隣接する空き地の併合など、地域住民が利用しやすい公園整備に向けて柔軟な取り組みを推進します。
運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園に準じる機能を有し、市民の身近なレクリエーション活動の場としての利用を目的として適切に配置します。 ・園部市街地の北部にあるK P Cスポーツセンターは、京都新光悦村や健楽憩の園に隣接するスポーツ施設として位置づけます。

■ 公共施設における植栽等

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所や各支所をはじめとする公共施設は、多くの市民が集まる場所であり、市民に緑化の意義や素晴らしさなどが伝わるよう、花や緑が充実した施設整備に努めます。 ・小中学校や高校・大学等の教育施設のグラウンドを施設緑地として位置づけ、敷地の周囲への植栽などによる緑量の増加に努めます。 ・環境教育の場となるビオトープ（生物生息空間）の整備などを検討するとともに、地域住民と協力し合いながら花植え活動などの実践に取り組むなど、緑豊かな教育環境の整備に努めます。

③ 民間施設緑地

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
寺社境内地	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に住む人の身近な憩いの場としても利用され、また、地域の風土・自然環境を表すものとして、指定樹木、文化財環境保全区域などにも指定されている市内に点在する神社・寺院を民間施設緑地として位置づけ、今後とも緑地として適切に配置します。 ・市内（都市計画区域内）に点在する神社・寺院を位置づけ、所有者の理解と協力を得ながら、地域の憩いの場としての活用を図ります。

④ 地域制緑地

■ 保全配慮地区

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
保全配慮地区 (都市緑地法)	<ul style="list-style-type: none"> ・天神山一帯の樹林地約 64ha については、市街地の環境形成及び都市景観形成上重要な緑地であり、南丹市のシンボリックな緑地として、都市緑地法に定める保全配慮地区（緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、都市緑地法に基づき設定する、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区）として保全するものとし、今後、風致地区の指定、特別緑地保全地区の指定などを検討します。

■ 生産緑地地区

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
生産緑地地区 (生産緑地法)	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた緑地機能を有する市街化区域内の農地については、平成 22 年に生産緑地地区が指定されており、今後とも緑地としての機能が維持されるように適正な保全を図ります。

■緑地協定

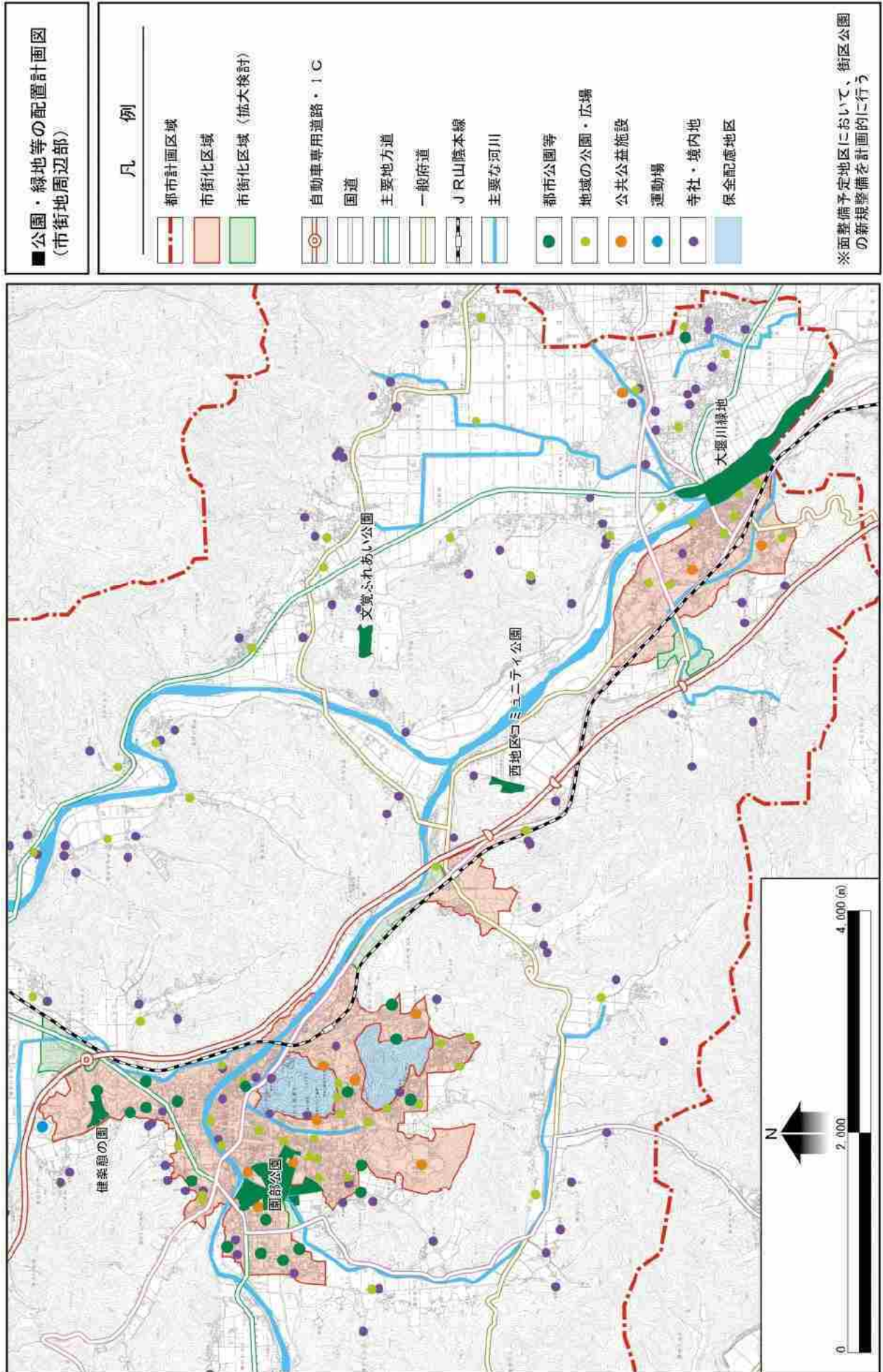
緑地の種別	指定目標及び配置の方針
緑地協定 (都市緑地法)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の緑化と優れた市街地景観の形成を図るため、緑地協定の締結を働きかけていきます。 民間等による宅地開発に併せて新たな協定締結に努め、身近な生活環境を高める緑地を配置します。

■その他法によるもの

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
保安林(森林法) 農用地区域(農振法) 河川区域(河川法)	<ul style="list-style-type: none"> 森林法に基づく保安林、農振法に基づく農用地区域、河川法に基づく河川区域については、将来にわたって指定を継続し、緑地として保全していくことを基本とします。

■条例等によるもの

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
文化財環境保全地区 (京都府文化財保護 条例)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内で京都府文化財環境保全地区に指定されている摩気神社、生身天満宮、住吉神社、荒井神社の樹林地は、市街地に近接する貴重な自然林であり、今後ともその保全を図ります。 また、市指定樹木についてもその保全に努めます。



4. 景観づくりの方針

(1) 景観づくりの基本方針

南丹市における今後の景観づくりに関する基本方針を以下のように設定し、市民の誇りとなる景観資源を守り、活かす施策を積極的に進めていきます。

① 誇りや愛着を育む景観づくり

南丹市は、市域の骨格を形成する緑の山並み、桂川や由良川などの河川景観、市街地を取り囲む田園景観などに代表される恵まれた自然環境を有しています。

地形の変化を含めたこれらの自然環境は、南丹市固有の風土景観を形成するとともに、市民の日常的な安らぎやほっとする気持ちを育む重要な要素であるため、今後とも適切に自然景観を保全していきます。

② 南丹市固有の景観づくり

景観は、物的な都市空間としてだけでなく、そこに暮らす地域住民の生活や育まれてきた歴史や文化なども含んだ固有の景観として認識されます。

このため、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されているかやぶきの里をはじめ、歴史・文化的に価値の高い寺社仏閣、芦生や国の名勝地にも指定されているるり溪などの自然資源や、地域住民の生活とともに培われてきたまちなみの景観などを地域固有の資源として見つめ直し、多様な主体によってこれらの魅力や価値を高め、南丹市固有の景観づくりを進めていきます。

③ 景観法などの各種制度の活用による景観づくり

全国的には平成17年6月に景観法が施行されており、京都府では景観条例に基づく景観資産登録制度などによる身近な景観づくりが進められています。南丹市においても、平成26年に美山地域を計画区域とする南丹市景観計画を策定しました。

南丹市の特性を踏まえつつ、「誇りを持って住めるまち」を実現するため、今後、啓発を行い、景観保全に対する気運が高まった地域から景観計画の計画区域を順次拡大するなど、今後の都市政策の重要施策の一つとして景観づくりを積極的に進めます。

④ 市民が主体となって取り組む景観づくり

市民が誇りを持って「いつまでも住み続けたい」と実感できるまちを実現するためには、市民の主体的なまちづくり活動が不可欠です。

このため、身近な緑化活動や建築活動に対するルールづくりなど、景観づくりに関する地域活動を推進するとともに、これらの活動に対する仕組みや支援体制を整え、市民や団体、事業者と行政が協働で景観づくりに取り組みます。

(2) 景観特性ごとの景観づくりの方針

① 一団の緑地、オープンスペース

三国岳、八ヶ峰、長老ヶ岳、深山、千歳山など、市を取り囲んでまちの背景となり、南丹市らしい景観の骨格を形成する山地を保全します。

市街地を取り囲む田園は、ふるさとの原風景となる緑地として保全します。

桂川、由良川をはじめ、園部川、天神川などの河川は、まちに潤いを与える重要な自然景観要素として、河川環境の保全・改善を図るとともに、水や緑に親しむ緑地として活用します。

② 眺望の良い場所

城山や紅葉峠の展望台などは、八木市街地を一望できる優れた眺望点としてその活用を図るとともに、前景となる周囲の自然環境や農地・里山環境を適切に保全します。

主要地方道園部平屋線など、優れた自然環境を眺望できる幹線道路を重要な視点場として位置づけ、前景となる道路空間の緑化推進、自然環境の保全に努めます。

③ 地域のランドマーク、シンボルとなる緑地

天神山、小向山、筏森山、城山などの独立丘陵地は、地形的なランドマークとなる緑、まちの近景となる緑として、風致地区の指定を検討しながら適切に保全します。

坊田古墳群や黒田古墳、文化財環境保全地区に指定されている摩気神社などの歴史資源と一体となった良好な樹林や境内地、朝倉神社のスギなど、地域のランドマークやシンボルとなっている名木・巨木は、今後とも適切に保全します。

④ 市街地内の良好な景観

園部、八木、吉富などの主要駅周辺では、南丹市の都市拠点にふさわしい市街地景観の形成に向けて、駅前広場や道路空間の整備・緑化を推進することにより、訪れる人に良好なイメージを印象づけ、潤いと安らぎを与える景観づくりに努めます。

園部市街地では、地域住民や商店街などによる身近な緑化の推進、公共施設や民有地の緑化、生産緑地地区の保全などにより、賑わいと潤いのある緑豊かな市街地の形成を図ります。

一方、旧山陰街道沿いのうち園部や八木の市街地部には古いまちなみが残されているため、市街地の個性を形成する貴重な景観資源としての保全・活用を図り、次世代へと継承していきます。

(3) 景観づくりの具体的な進め方

① 景観計画に基づく景観づくりの進め方

美山町は平成17年12月に景観法に基づく景観行政団体となり、合併後の南丹市が景観行政団体を継承し、平成26年には美山地域を計画区域とする南丹市景観計画を策定しました。

景観計画で定められた「山里自然エリア」（重要伝統的建造物群保存地区（美山町北）以外の地域）と「伝統的景観重点エリア」（重要伝統的建造物群保存地区（美山町北）の範囲）については、それぞれ以下の方針に基づいて景観形成を進めます。



■ 景観計画区域のエリア別の範囲 ■

（出典：南丹市景観計画）

【山里自然エリア】

- 居住者の利便性を確保しつつ、訪れる人に癒しを与える山里の景観形成を図ります。
- 美山町地域の特徴的な風景である美しい山・川や田畑・家屋が一体となった田園風景の保全を図ります。
- 森林においては、針広葉樹林がおりなす緑豊かな自然景観の保全を図ります。
- 河川においては、生態系や環境にも配慮した自然景観の保全を図ります。
- 田畑においては、農業があつての山里自然エリアであるので、荒廃させることなく生産的な観点も含めて景観に配慮した保全に取り組みます。
- かやぶき民家など地域の昔ながらの建物の保全に取り組みます。
- 日本風景街道に登録された「美山かやぶき由良里街道」や「西の鯖街道」の沿道を中心にまちなみの保全に努めます。

【伝統的景観重点エリア】

- 南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、かやぶき民家の建ち並ぶ伝統的建造物群の優れたまちなみの保全に取り組みます。
- かやぶき民家を中心とした伝統的建造物群の歴史と伝統ある集落の美しい景観を活用した地域振興・観光振興を図ります。
- 居住者の快適な生活環境と観光地としての魅力の両立を図ります。
- 背景となる山や景観の一部である田についても、荒廃させることなく保全に取り組みます。
- 河川においても、伝統的建造物群の良好な景観の一部であるので周辺景観と調和した保全を図るとともに生態系や環境にも配慮します。

景観計画は、良好な景観を阻害している要因を取り除き、また改善していくために景観法に基づいた一定の縛りを掛けることが必要であり、これは個人の財産に制限をかけることになるため、実現するためには景観に配慮したまちづくりへの市民との合意形成が不可欠となります。

合併前の「まちづくり」の景観に関する取組は、旧町ごとに異なっており、市民の景観への意識や個人財産への制限に対する差が見受けられます。

そのため、合併以前から景観保全の観点で建築行為等に係る届出制度を実施していた美山地域以外については、広報誌や各種事業等を通じ景観行政の啓発に努め「景観まちづくり」への合意形成が図れたところから順次景観計画区域に拡大していきます。

② 景観審議会の設置

市の景観行政に関する審議機関として、良好な景観の形成に必要な事項を調査し、又は審議するため学識経験者や市民代表者などによって構成される「景観審議会」を設置します。

③ 市民主体による景観まちづくりの推進

まち全体が花や緑で包まれた美しい南丹市を創造するためには、行政による景観整備だけでは限界があるため、市民と行政が連携しながら積極的に景観づくりを進めます。

景観に配慮した建築物の建築・工作物の建設や景観まちづくりに取り組む地区で、良好な景観形成又は地区の先導となる景観づくりに寄与する個人や団体を表彰する仕組みの創設、イベント・シンポジウムの開催、地区計画制度によるルールづくりへの支援、相談・助言や主体的活動を支える制度の創設などにより、広く市民の意識啓発を図り、身近な地域における景観づくりを支援する仕組みづくりに取り組みます。

庁内においては、市民の身近な景観づくりに対する窓口となる関係各課の連携体制を図るとともに、景観形成に係る施策や事業の情報共有を図るなど、総合的な視点から市民主体による景観づくりを進めます。

5. 環境づくりの方針

(1) 環境づくりの基本理念

南丹市における今後の環境づくりに関する基本理念を以下のように設定し、目指す環境像「豊かな自然と人を守り育むまち 南丹」の実現を目指します。

① 環境をよくするために自ら考え、行動する、意欲のある人を目指す

環境保全のためには、一人ひとりの日常生活やあらゆる事業活動が、地域の環境にさまざまな影響を及ぼすことを認識し、行動することが重要です。環境を慈しむ心を育み、環境をよくするにはどうすべきか自ら考え、行動する、意欲のある人を目指します。

② 環境を慈しむ心をとおして「人と人」を結び、きずなの強いまちを目指す

一人ひとりの取組が一体となった時、大きな力が生まれ、まち全体の活気にもつながります。環境を慈しむ心をとおして、人と人がきずなで結ばれたまちを目指すとともに、市外への結びつきも広げ、人が行き交うまちを目指します。

③ 限りある資源を活かし、持続的に発展するまちを目指す

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直す必要があります。環境への負荷の低減に努め、限りある資源を大切にし、活かすことで、将来にわたり良好な暮らしを保つとともに、まちの持続的な発展を目指します。

④ 豊かな自然を守り、将来に残すため、人と自然が共に生きるまちを目指す

豊かな自然環境は、私たちにさまざまな恩恵を与えてくれます。このかけがえのない財産を将来に残すため、自然を愛し、自然環境と調和したまちづくりに努め、人と自然の共生を目指します。

(2) 基本目標ごとの基本方針、環境保全施策

基本目標 1. 人づくり

基本方針 1 環境に優しい地域づくり・人づくりの推進

- ・環境学習の推進
- ・地域の環境保全活動の取組支援
- ・様々な主体間の連携・協働体制の強化

基本方針 2 環境情報の共有

- ・環境情報の収集・発信

基本目標 2. 生活環境

基本方針 1 安心安全に暮らせる生活環境の保全

- ・環境リスクの管理
- ・有害化学物質への対策強化

基本方針 2 ごみのポイ捨て・不法投棄のない美しいまちづくりの推進

- ・ごみのポイ捨て・不法投棄対策の強化

基本方針 3 心が安らぐまちなかの緑の保全・創出

- ・まちなかの緑の整備・維持管理の推進

基本目標 3. 地球環境資源

基本方針 1 自然環境の保全・活用

- ・森林の保全・活用
- ・農地の保全・活用
- ・河川・ダム湖の保全・活用

基本方針 2 生物多様性の保全

- ・貴重な動植物の保全
- ・有害鳥獣・外来生物への対策強化

基本方針 3 歴史文化・景観の保全・活用

- ・伝統ある歴史・文化や美しい景観の保全・活用

基本方針 4 地域資源を活用したまちづくりの推進

- ・地域循環共生圏の構築に向けた仕組みづくり

基本目標 4. 資源循環

基本方針 1 3Rの推進

- ・3Rの取組強化
- ・適正なごみ処理体制の整備
- ・プラスチックごみ削減対策強化
- ・食品ロス削減対策強化

基本目標 5. 地球環境

基本方針 1 地球温暖化対策の推進

- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
- ・地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）の推進

6. 河川、上下水道の整備の方針

(1) 河川整備の基本方針

南丹市における今後の河川の整備に関する基本方針を以下のように設定し、より一層の安全・安心の確保に向けた計画的な整備、適切な維持管理、固有の資源としてのまちづくりへの活用などを進めていきます。

① 安全・安心できる環境整備の推進

南丹市の河川は、北部は由良川水系、南部は淀川水系に属しており、勾配の急な河川が多くみられるため、梅雨期や台風期の豪雨により河川は急激に増水し、大規模な氾濫は少ないものの局所的な被害が生じやすい状況となっています。

今後の河川整備においては、京都府や河川流域の市町などの関係機関との連携・協働により、河川改修などのハード整備に加えて、河川氾濫域での土地利用の制限・規制、水害危険性に関する情報提供などの総合的な治水対策に取り組みます。

また、桂川沿川の水害の防止、水資源の安定的な確保のため、日吉ダムの活用を図ります。

雨水の排水路機能が弱く、道路や農地などへの浸水が懸念される箇所については、地形条件などを踏まえて、必要に応じて雨水排水路整備に取り組み、安全で安心な生活環境づくりに努めます。

② 身近な親水空間の整備

桂川や由良川などの主要な河川は、貴重な水生生物が生息するなど、都市に潤いを与え開放感のある自然景観を形成していますが、市街地内の中小河川には緑に乏しく、人工的な景観を呈しているものもあります。

野外ステージ、多目的グラウンドなどを兼ね備えた都市緑地としての整備が進められている桂川の河川敷は、市民の身近なレクリエーション拠点として、機能充実に努めます。

市民の身近な河川空間は、市民の日常生活に潤いや安らぎを与えてくれる貴重な場であるため、身近な環境美化活動などによって美しい河川に対する意識啓発を図るとともに、市民の意向を踏まえながら、河川空間を利用した親水空間や散策路、ビオトープなどにより、気軽に水と親しむことのできる身近なレクリエーションの場として積極的な活用を図ります。

用水やため池は、農地の維持管理だけでなく、野生の動植物などの生息環境としての活用を検討していきます。

③ 総合的な環境保全・資源の有効活用

桂川や由良川をはじめとする河川や、日吉ダムなどのダム湖周辺の水辺空間は南丹市の都市環境を支える重要な資産であるため、各種制度の活用や多様な主体による維持管理などに取り組み、適正に将来へ継承していきます。

流域住民への意識啓発や参加型の環境調査を行うなど、多様な主体が協力し合いながら良好な環境保全に努めます。

由良川の上流域にあたる美山川では、「美山川やすらぎの川づくり計画」に基づいて、水と緑の豊かな河川環境の保全・再生に向けて、地域と連携・協働しながら、親水公園の整備などの取り組みを進めます。

学校教育において、家庭や地域と連携し、恵まれた自然環境に対する意識を高める環境教育に取り組みなど、環境保全意識の啓発を図り、美しい都市環境の保全・資源の有効活用を進めます。

(2) 上下水道整備の基本方針

南丹市における今後の上下水道の整備に関する基本方針を以下のように設定し、長期的な視野にたった水資源の適正利用や計画的な下水道整備などによる快適な生活環境づくりを進めていきます。

① 日常生活を支える都市基盤としての計画的な整備

上水道は、市民の日常生活のライフラインとなる必要不可欠な施設であるため、今後とも安定した水量と安全な水質の確保に努めます。

下水道は、衛生的で快適な都市環境の創出、公共利用のための水域や水路の水質保全に向けて、まちづくりを進めるための各種事業・計画などとの整合を図り、その進捗状況に合わせて、都市の基盤施設として着実に整備を進めます。

公共下水道については、普及率の向上に向けて計画的な整備を進めます。また、下水道整備による効果を最大限に発揮する観点から、市民の意識啓発を図りながら、処理区内の下水道整備の完了、下水道接続率の向上を図ります。

公共下水道や農業集落排水などの集合処理区域以外の地域においては、合併処理浄化槽による整備を促進し、生活雑排水の混入による水質汚濁などの防止を図ります。

7. 安全・安心のまちづくりの方針

(1) 安全・安心のまちづくりの基本方針

南丹市における今後の安全・安心のまちづくりに関する基本方針を以下のように設定し、市民や企業、行政の各主体が協力し合いながら、災害に強く、安心して生活できる都市環境づくりを進めていきます。

① 防災機能を有する緑豊かな自然環境の保全

森林や田園は、二酸化炭素の吸収及び酸素の供給、汚染物質の吸着といった大気浄化や気候緩和などの環境保全機能のほか、水源涵養や土砂の流出防止、洪水調整など、防災面でも重要な機能を有しています。

このため、関係部局との連携により、生産緑地地区の保全、市街地周辺の田園や森林など、良好な自然環境の保全及び適正な維持・管理に努めます。

特に、今後、土地利用転換を図る区域については、土砂災害などの危険性を十分に検討した上で、安全・安心な土地利用を誘導します。

② 市民との協働による災害に強いまちづくり

誰もが安心して暮らせるまちを実現するためには、災害が発生しにくいまちづくりを進めるだけでなく、災害発生時における被害を最小限に留めることが重要となります。

このため、「南丹市地域防災計画」及び「南丹市国土強靱化地域計画」に基づいて、防災関係機関の連携強化、防災施設などの充実による各種安全対策、災害に対する市民意識の啓発などを進めます。

また、地域コミュニティを活かした近隣での助け合い活動や自主防災組織の育成・活用を促進するなど、地域ぐるみによる防災体制の確立を図ります。

③ コミュニティを活かした犯罪の起こりにくい地域社会づくり

窃盗や不審者などの犯罪を未然に防ぐためには、地域ぐるみによる防犯活動の充実は重要であるため、「南丹市安全で安心なまちづくり条例」に基づいて、警察署などの関係機関や市民、企業、行政の連携による防犯活動を実施するとともに、市民の安全安心に関する意識の高揚を図ります。

また、道路や公園などの公共空間の整備にあたっては、視線を遮る要因の排除や施設配置の工夫などにより、防犯性の向上を図ります。

(2) 分野別にみた基本方針

① 自然災害の防止・被害軽減対策の推進

自然災害から貴重な生命・財産を守るため、京都府との連携強化や開発事業者の指導を図りながら、治山・治水事業や急傾斜地崩壊防止対策を計画的に推進します。

治山・治水事業や開発事業者だけでは災害の防止が困難な区域については、地域住民の理解と協力を得ながら土地利用等の規制により、対策を行います。

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている地区では、警戒避難体制の充実、災害危険性に関する情報提供に努め、住民が主体となった避難体制づくりを促進します。また、新たな土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を促進します。

台風や大雨時における水害を防止するため、桂川、由良川、園部川などの主要な河川の改修を働きかけるとともに、中小河川や用排水路の氾濫防止に努めます。更に、河川の整備計画や改修規模を上回るような洪水に対しても、その被害が軽減されるよう警戒避難体制の整備を図ります。

市街化区域内においても洪水浸水想定区域内に家屋流出の恐れのある区域が存在するため、国土交通省の立地適正化計画の防災指針作成マニュアルが策定され次第検討をはじめ、立地適正化計画において防災指針を定めます。

② 災害に強い都市基盤の整備推進

市街地や集落地域が分散する南丹市の特性を踏まえ、市民の安全で円滑な避難を確保するとともに、避難地をネットワークし、緊急物資を円滑に輸送できる災害に強い輸送路を確保します。

既存ストックを十分に活用しつつ、不足する地域では新たに公園や道路などを整備し、安全な避難地や避難路の確保に努めます。

電気、上下水道などのライフラインや情報伝達網の耐震化整備、非常用の貯水施設の設置、橋梁の長寿命化など、災害に強い基盤整備を進めます。

重層的な広域交通ネットワークの形成など、近隣市町と連携しながら広域的な防災体制の維持強化に努めます。

③ 建築物の耐震化や市街地の防災性の向上

木造住宅が密集する既存の市街地などにおいては、建替え時に不燃化や耐震化を促進するとともに、敷地内のオープンスペースの確保や緑化を推進し、防災性の向上を図ります。

また、寺社・仏閣などの樹林地は、災害時には延焼防止などの機能も果たすため、積極的に保全します。

災害時の避難地となる公共公益施設については、耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進を図ります。

木造住宅の倒壊と人的被害を軽減するため、一定の条件を満たす戸建木造住宅を対象に、耐震化を支援します。

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、人身の安全を確保するため、京都府と連携して、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し的確に対応を図ります。

④ 身近な地域における防災意識の向上と防災体制の確立

地域の安全は地域住民が主体となって守ることを基本としつつ、地域、関係機関、行政が協働しながら防災体制の整備・強化を図ります。

行政においては、災害に関する情報の収集・伝達を迅速かつ適切に行うため、防災行政無線の整備を推進するとともに、CATVやホームページ、広報車などを活用して、避難地や浸水被害、土砂災害などについての情報提供に努めます。また、総合防災ハザードマップの普及、市民が参加する定期的な防災訓練の実施、学校教育や社会教育の場などを通じた市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害についての適切な知識の普及に努めます。

地域においては、自主防災組織の育成・整備を図るとともに、高齢者や障がいのある人、要介護者などの災害時要援護者の確認、避難体制の確立など、地域に密着した迅速な初期防災体制の構築を図ります。また、平常時からの食料や防災器具の準備に努めます。

(3) 犯罪の起こりにくい地域づくりの方針

身近な地域コミュニティとの連携、防災・交通安全、福祉など他の分野との連携により、地域ごとに活動している防犯パトロールや子ども見守り隊の取り組みの育成支援など、犯罪のない安全な地域の実現に向けた取り組みを進めます。

道路、公園、駐車場、駐輪場などの不特定多数の人が利用する施設については、計画段階から防犯という視点を導入し、街路灯・防犯灯の設置や見通しの確保などにより、防犯性の高い施設としての整備を進めます。

8. 公共施設等の管理の方針

(1) 公共施設等の管理の基本方針

南丹市における公共施設の整備に関する基本方針を以下のように設定し、ファシリティマネジメントの考え方に基づいて、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ります。

① 市民参加による合意形成

公共施設等は市民の大切な資産であるため、公共施設等の課題を市民と共有し、個別施設の検討は、市民とともにを行います。

パンフレット、パブリックコメント、ワークショップ等により、市民への周知を図り、合意形成に努めます。

② 施設の量と質の最適化

既存施設の更新（建替え）時には、集約化・複合化を積極的に行い、市民ニーズの変化に応じた総合的な行政サービス水準の維持向上を図ります。

地域の特性を活かした統廃合などの取組みを検討し、公共施設等の質と量の最適化を行い総量の削減を図ります。

計画的な予防保全を講じることにより、安心・安全に利用できる状態を維持し、公共施設等の長寿命化を図ります。

施設総量の削減を図るうえからも、集約化・複合化、及び統廃合を伴わない施設の新規整備は原則として行いません。

③ 財政負担の軽減と平準化

公共施設等の維持及び更新に要する費用の全体像を把握し、公共施設等の改修・更新の効率化を行い、改修・更新時期の分散化等により、財政負担の軽減と平準化を図ります。

(2) 公共施設等の管理に関する実施方針

① 点検、診断等の実施方針

各施設の特性等を考慮したうえで、施設の劣化及び機能低下を予防するため、利用状況や財政状況を考慮して計画的に点検、診断等を実施します。

また、点検、診断履歴は「公共施設マネジメントシステム」に蓄積し、施設の老朽化対策に活かしていきます。

② 維持管理、修繕、更新等の実施方針

施設の維持管理、修繕、更新等には、計画的な予防保全型の維持管理計画を策定又は見直しを行い、トータルコストの縮減や費用の平準化を目指します。

施設の更新には、施設の集約化、複合化を原則として、利用状況、維持管理経費などを総合的に検討し、必要と認められた施設を更新します。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断結果により施設の危険性が認められた場合には、早急に対策を行い、その後の活用方策の検討を行います。

既に供用が廃止されている施設や廃止が決定している施設については、除却（解体・撤去）等により安全性を確保します。

④ 耐震化の実施方針

旧耐震基準で建築された公共建築物等は、順次耐震診断を行い、避難所等に指定されている施設や、被災時に影響の大きい施設の耐震化を重点的に推進します。その他、各施設の計画に沿って着実に耐震化を推進します。

⑤ 長寿命化の実施方針

今後も保有する公共施設については、予防保全に努め、費用面や利用状況を考慮しつつ、大規模改修を実施し耐用年数を延ばし、建築後 80 年使用する等の長寿命化を推進することで長期的な更新コストの低減を図ります。

長寿命化計画を策定しているインフラ資産（橋りょう等）や、公営住宅については、各計画の内容を踏まえて長寿命化を推進していきます。

また、今後、新たに策定する個別の長寿命化計画については、本計画との整合を図ります。

⑥ 統合や廃止の推進方針

人口や財政動向を考慮し、策定した公共施設に関する各種計画に基づき、施設の性能（老朽化度等）のハード面と施設の利用状況やコスト面等のソフト面を総合的に評価して、公共施設の統合、転用、複合化、廃止の方針を策定し、取組みを推進します。

